

第1期

# 宝達志水町こども計画(素案)

～こどもまんなか社会のために～

令和8年3月（予定）

宝達志水町

## 目次

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景・目的

出生率の低下による少子化の進行に加え、社会経済の変化に伴う貧困問題、児童虐待など、様々な子どもを取り巻く問題への対応を目的とし、令和5年4月、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されることとなりました。

こども基本法は、わが国の憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律です。その後、令和5年12月に、このこども基本法に基づいて各種のこども施策を進めていくための「こども大綱」閣議決定されました。

こども基本法では、市町村は「こども大綱」および都道府県のこども計画を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」とは異なり、子どもの権利の尊重を基盤に、安心して成長できる社会の実現を目指すものです。その内容には、権利保障、生活支援、虐待防止など、従来の施策では十分に触れられてこなかった分野も含まれます。

宝達志水町（以下、「本町」という。）においても、こども大綱および石川県の「いしかわエンゼルプラン2025」を勘案しつつ、昨年度策定した「第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」と併走する計画として、この計画を策定するものとします。

## 2 計画策定の考え方

こども基本法においては、「こども」の定義を、「心身の発達の過程にある者」としており、同法による「こども計画」においても、その定義をふまえ、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を「こども」としています。

本計画では、発達や自立の状況は年齢だけで一律に区切れないこと、また若年層の自立支援や社会参加促進は地域の課題であることから、「若者」と呼ばれる世代も対象に含め、支援の対象年齢を39歳までとします。

本計画においては、こども・若者が、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立し、生まれながらの権利主体として多様な人格を持つ一人の「個」として尊重されるよう、その権利を保障し、最善の利益が図られる施策を進めます。施策は、権利保障、生活支援、虐待防止、社会参加促進などの分野を柱として体系化します。

また、状況に応じ必要な支援が年齢で途切れることのないよう、ライフステージを通じた切れ目ない支援を行い、すべてのこども・若者が良好な環境の中で成長できるよう、町全体で各施策を推進していきます。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「市町村計画」に位置付けられ、これらの計画を一体的に策定・推進するものです。

また、宝達志水町総合計画および宝達志水町地域福祉計画を上位計画とし、その他関係する各計画と整合性を図りながら、第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画と併走する計画とします。



### 4 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とし、策定済みの第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画と終期を揃えたうえ、次回統合した計画として策定することを予定します。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

### 5 SDGsの視点

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGsが採択されました。これは令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と、達成するための具体的な169のターゲットから構成されています。

本町おいても、子どもの権利条約の遵守をはじめ、SDGsの理念に沿った、持続可能な取り組みを進めています。

## 第2章 子どもを取り巻く現状

### 1 まちの基本的な状況

人口、世帯などの基本的な分析は、先に策定した「第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」の内容を準用します。

#### ■概要

本町の人口は減少傾向にあり、出生数も減少しています。出生数の減少には、婚姻率の低下も影響していると想定されます。

子どものいる世帯は、全国平均に比べ多子世帯の割合が多い傾向にあります。

ニーズ調査によると、町へ期待することは、就学前児童で「身近な公園等安全な遊び場の確保」が64.5%、小学生では「児童手当等の経済的な支援」が58.4%と最も高くなっています、子どもの成長につれ、経済的な負担感が発生している可能性があります。

子育てに関して相談する先は「祖父母等の親族」が81.5%、次いで「友人・知人」が78.8%、第3位の「保育士」が46.0%となっており、その他の機関も含め、公的機関へ相談する割合は高くありません。

子育てのしやすさについては、「しやすい」「ややしやすい」とした回答は半数に満たず、就学前児童・小学生いずれの保護者とも「どちらでもない」という回答が3割前後と高くなっていることから、町での子育てについて、長所・短所の双方を感じている人が多いと考えられます。

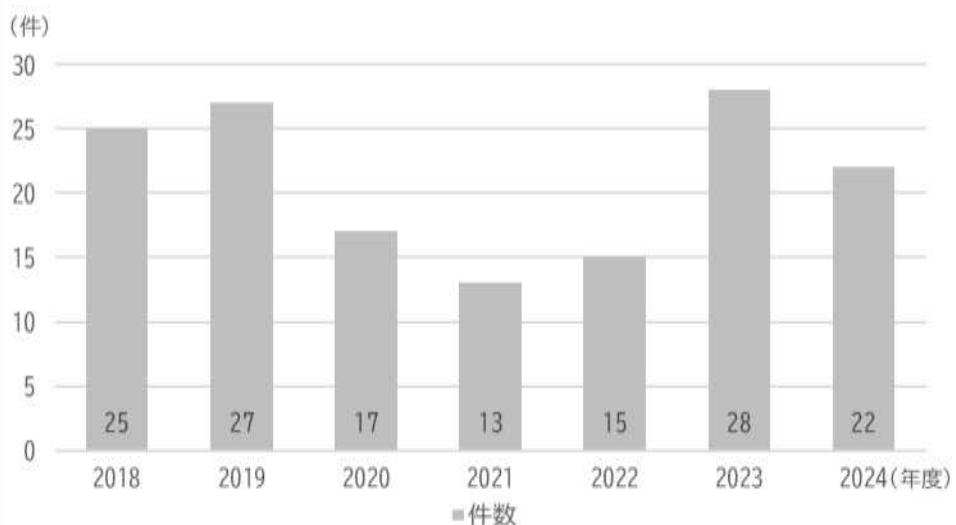
また、周囲にヤングケアラーと思われる子どもが居るかという問い合わせについては、わずかながら肯定する回答が上がっており、本計画を策定するうえでも考慮する必要があります。

※宝達志水町第3期子ども・子育て支援事業計画に係る「子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査（令和6年1月実施）」における就学前児童保護者用問35、小学生保護者用問31。いずれも計画書本文には引用なし。

## 2 こどもたちの現況

### (1) こどもたちを取り巻くトラブルについて

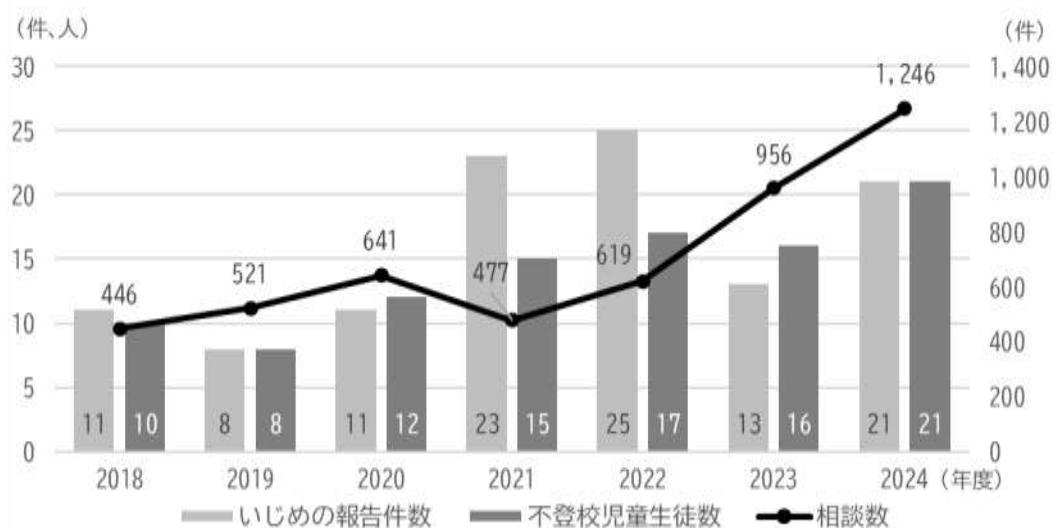
■児童虐待の相談件数（資料：子育て応援室）



2020年度から2022年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な社会活動が停滞し、こうした相談行為なども行われにくい状況であったと想定されます。

このため、相談件数としては近年横ばいの傾向にあると推測され、年間25件程度の水準で継続していくとみるのが適当です。

■小中学校におけるいじめの報告件数、不登校児童生徒数、スクールカウンセラーへの相談件数  
(資料：学校教育課)



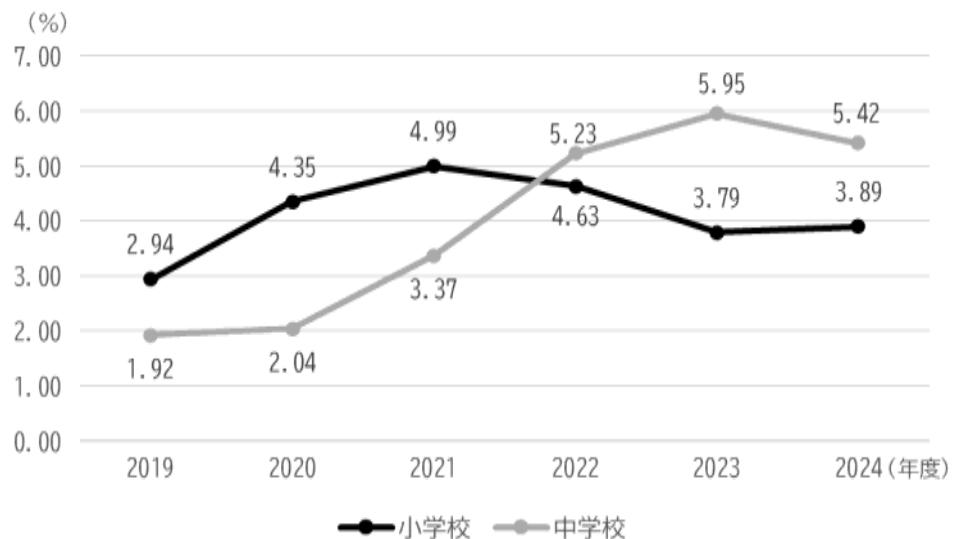
2021年度から2022年度において、いじめの報告件数が急増しています。新型コロナ感染症の流行による精神的なストレスや、感染・感染リスク等を原因としたものが増加した可能性が想定されますが、2023年度にはいったん低下しています。

しかし、いじめの件数は再度増加に転じ、不登校数も増加傾向にあります。スクールカウンセラー制

度の浸透に伴い相談件数は増加していますが、ますますの対応が必要になっていると考えられます。

## (2) こどもたちの多様性について

■特別支援学級に属する児童生徒の割合（資料：学校教育課）

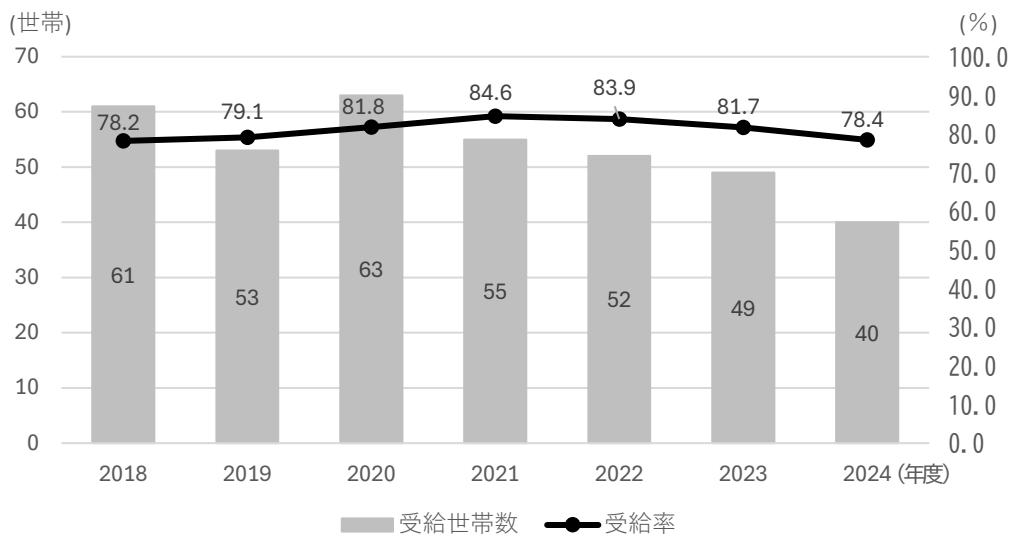


■外国籍児童生徒数の推移（資料：学校教育課）

現在、外国籍児童生徒は在籍していません。

### (3) 経済的な状況について

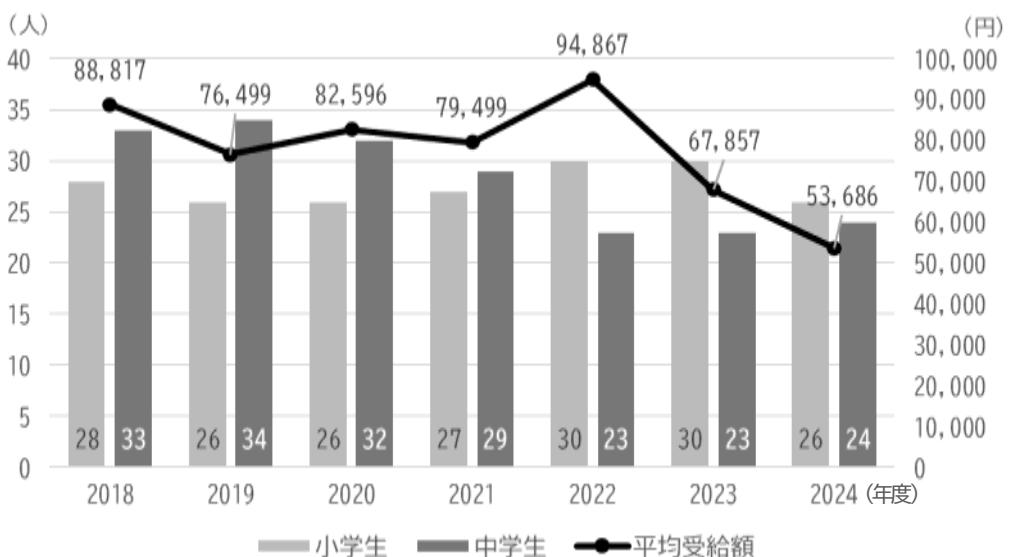
■児童扶養手当受給世帯数および受給率の推移（資料：子育て応援室）



児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡など、様々な理由で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭（受給資格世帯=ひとり親家庭）に支給される手当です。所得に応じ制限される場合があることから、全世帯が対象となるものではありません。

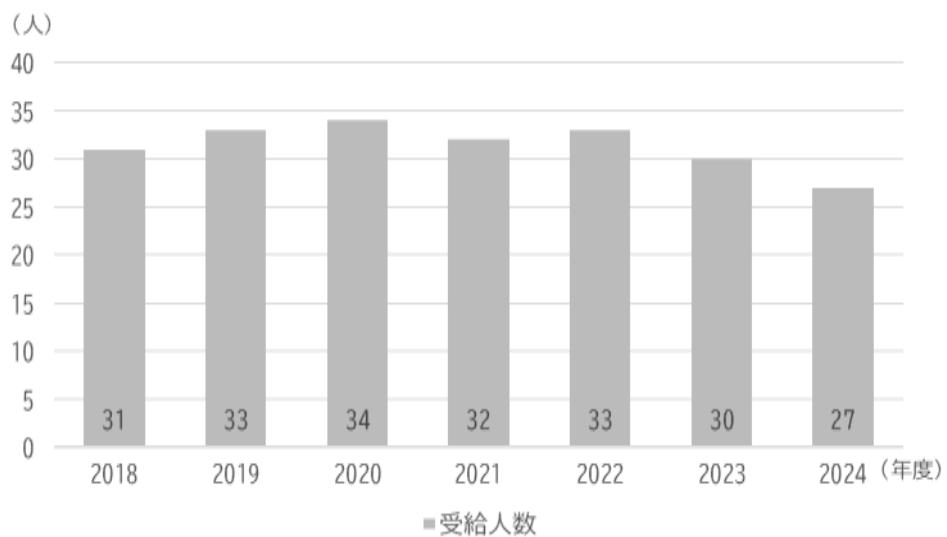
受給率は約8割前後で推移しており、2020年度から数年上昇傾向にあったのは、新型コロナ感染症の流行に影響されたものと想定されます。また、受給世帯としては減少傾向にありますが、これは町の世帯総数そのものが減少していることによるものと考えられます。

■就学援助の受給児童生徒数、平均受給額の推移（資料：学校教育課）



受給者数は、小学生では増減しながら概ね横ばいの状態にあります。中学生は減少傾向となっていましたが、2022年度以降はこちらも横ばいに推移しています。近年物価が上昇傾向にあることから、今後学用品等にかかる費用も増加し、平均受給額については再度上昇していく可能性も想定されます。

### ■生活保護認定の推移（資料：健康福祉課）



生活保護受給者数は概ね横ばいの状況にあります。厚生労働省「生活保護の被保護者調査」によると、全国の保護率は2023年度確定値で約1.62%ですが、本町は0.26%と低く、著しい困窮世帯の割合は少ない状況です。

また、世帯主が39歳以下、または18歳未満の世帯員を含む世帯での受給は、掲載期間以前に短期的な発生はあったものの、現在は受給世帯・受給者ともに存在しません。

### 3 現況調査から見る現状

#### (1) 調査概要

- 調査地域：宝達志水町全域
- 調査種別：
  - ①子どもの生活実態調査（児童生徒対象）
  - ②子どもの生活実態調査（保護者対象）
  - ③若者の意識と生活に関する調査
- 調査対象者：
  - ①本町在住の「小学5年生」および「中学2年生」  
(全数、小学5年生77人、中学2年生87人の計164人)
  - ②上記「小学5年生または中学2年生」の保護者（全数、延べ164人）
  - ③本町に住民票を有する15歳から39歳までの若者（抽出にて500名）
- 抽出方法：調査対象者③について、住民基本台帳より無作為抽出
- 調査期間：いずれも令和7年7月15日（火）～8月4日（月）
- 調査方法：オンライン調査
  - ①学校を通じ案内、町外の学校に通う者については個別に郵送。
  - ②学校より児童生徒経由、また連絡ツールにて案内。町外の学校に通う者の保護者については個別に郵送。
  - ③対象者にてQRコードを印刷した案内ハガキを郵送。
- 回収率：
  - ① 79.3% (n=130)
  - ② 75.6% (n=124)
  - ③ 9.2% (n=46)

#### (2) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢およびその他の自由記載で長文のものは、簡略化している場合があります。

### (3) 調査結果（抜粋）

#### ①子どもの生活実態調査（児童生徒対象）

##### 問1 同居している家族（複数回答）

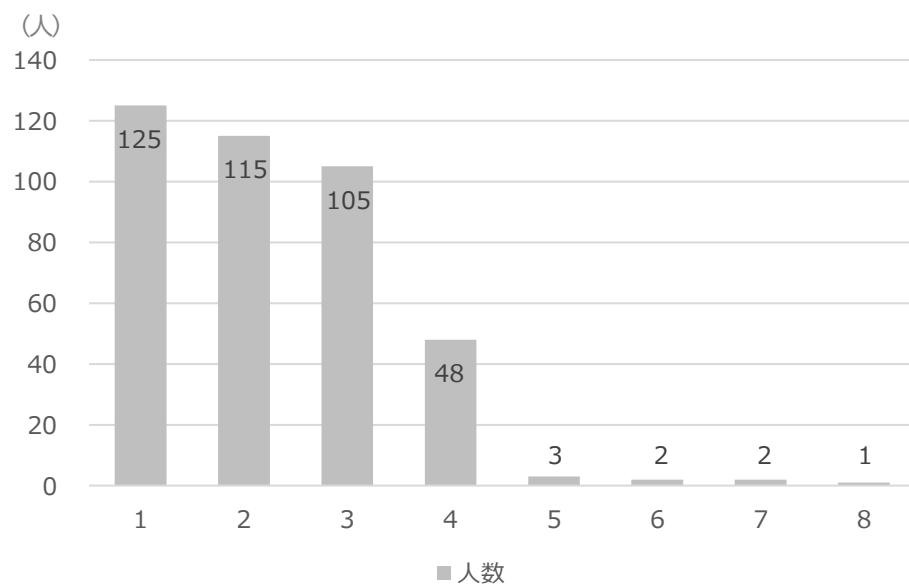
- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 母親      | 2 父親              |
| 3 きょうだい   | 4 祖父母             |
| 5 曾祖父母    | 6 おじ・おば・いとこなどの親せき |
| 7 その他 ( ) | 8 不明・無回答          |

(n=130)

■きょうだいがいる人は105人(80.8%)です。その他と回答した人は2人とも「姉妹」と回答しており、

実質的には107人 (82.3%) です。

■祖父母と同居している人は48人(36.9%)、曾祖父母と同居している人は3人(2.3%)です。



問12 放課後や休日を過ごす場所として、自分にとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所があるか。（複数回答）

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 1 自宅の自分の部屋          | 2 自宅の自分の部屋以外            |
| 3 祖父母や親戚の家          | 4 友だちの家                 |
| 5 学校の教室             | 6 学校の教室以外の場所（保健室・図書館など） |
| 7 放課後児童クラブ          | 8 塾や習い事                 |
| 9 学校の部活動            | 10 地域のスポーツクラブやスポーツ少年団   |
| 11 児童館などの施設         | 12 公園などの屋外              |
| 13 ショッピングセンターや地域のお店 | 14 インターネットを通じたゲームや交流の場  |
| 15 そういう場所は特にない      | 16 その他（　　）              |
| 17 不明・無回答           |                         |

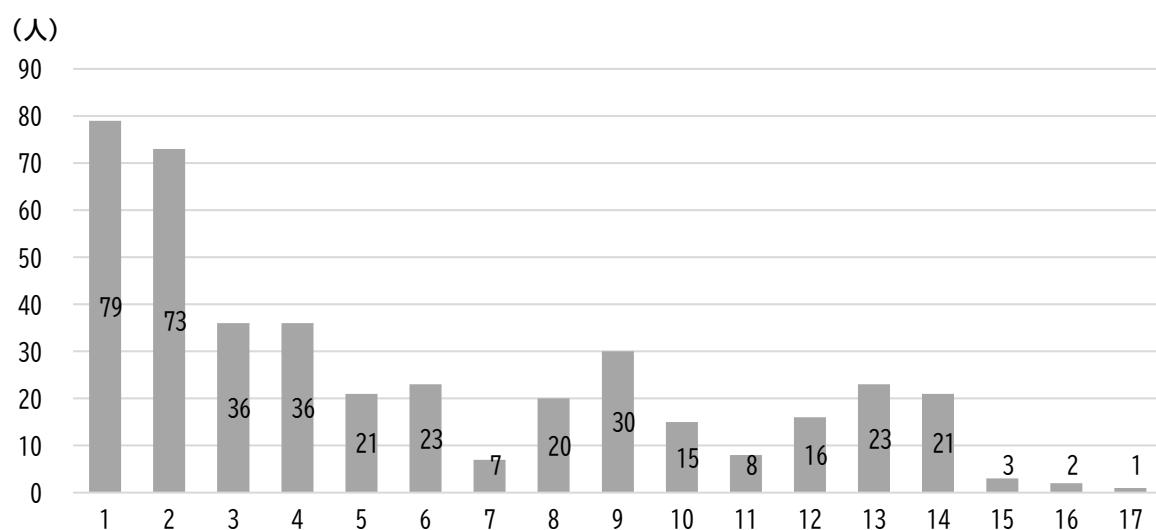
(n=130)

■多い回答は、自宅の自分の部屋79人(60.8%)、自宅の自分の部屋以外73人(56.2%)、大きく離れますが、祖父母や親戚の家・友だちの家が共に36人(各27.7%)となっています。

■複数回答であるため、51人が自分の部屋を、57人が自宅を、落ち着いて居心地よくいられる場所ではないと回答しているともいえます。しかし、自分の部屋・自宅の自分の部屋以外のいずれも選択していない人は3人となっています。

■その他と回答した人は2人で、1人はさくらドーム、1人は学校のトイレと回答しています。

■そういう場所は特にないと回答している人は3人です。



問14 次のような手伝いをしているか。 (複数回答)

- 1 お年寄りや障害のある家族・親せきのお世話
- 2 小さい妹、弟の面倒を見る
- 3 買い物、食事の準備と片付け、掃除、洗濯などの家事
- 4 日本語が十分話せない家族の通訳
- 5 家族の仕事の手伝い
- 6 特にしていない
- 7 その他（                ）
- 8 不明・無回答

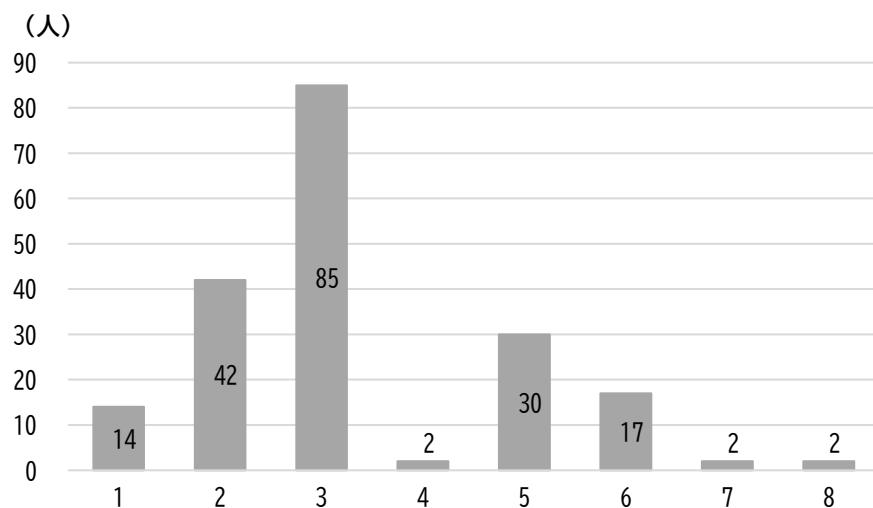
(n=130)

■買い物、食事の準備と片付け、掃除、洗濯などの家事を選択した人が多く、85人(65.4%)がしていると回答しています。

■特にしていないと回答した人は17人(13.1%)です。

■上記17人のうち、小学生と回答している人は2人、中学生と回答している人は6人です。

■その他の回答は2人で、風呂洗いと料理の手伝いと回答しており、実質的には項目3は87人(66.9%)と扱えます。

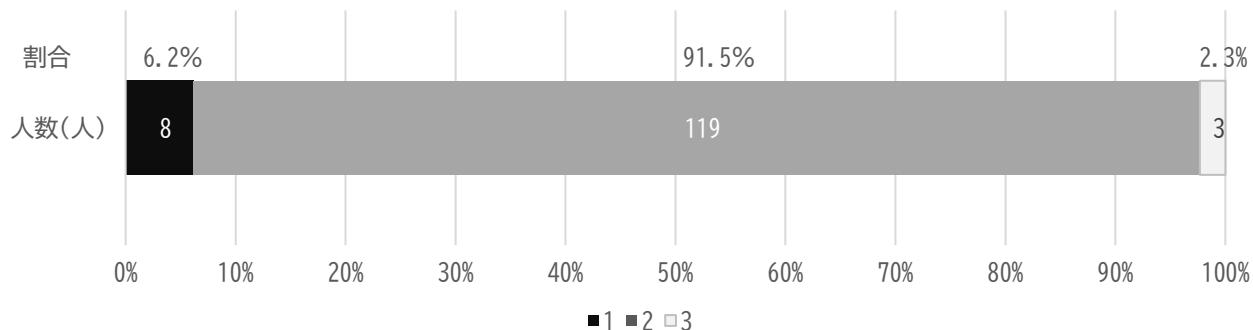


問15 問14で答えた手伝いをすることで、学校に行けなかったり、十分に眠れなかったり、まわりの子より遊ぶ時間や勉強の時間を減らさなければならぬことがあるか。（単数回答）

1 はい →問16～17へ
2 いいえ 3 不明・無回答 →問18へ

(n=130)

■遊ぶ時間や勉強の時間を減らさなければならぬと、8人(6.2%)が回答しています。



問16 問15で1を選択した人のみ

問14で答えた手伝いを、合計で1日に、または1週間に、どれくらいの時間しているか。

(単数回答)

- 1 1日に4時間以上（または1週間に28時間以上）
- 2 1日に2～4時間くらい（または1週間に14～28時間くらい）
- 3 1日に1～2時間くらい（または1週間に7～14時間くらい）
- 4 1日に1時間より少ない（または1週間に7時間より少ない）

(n=8)

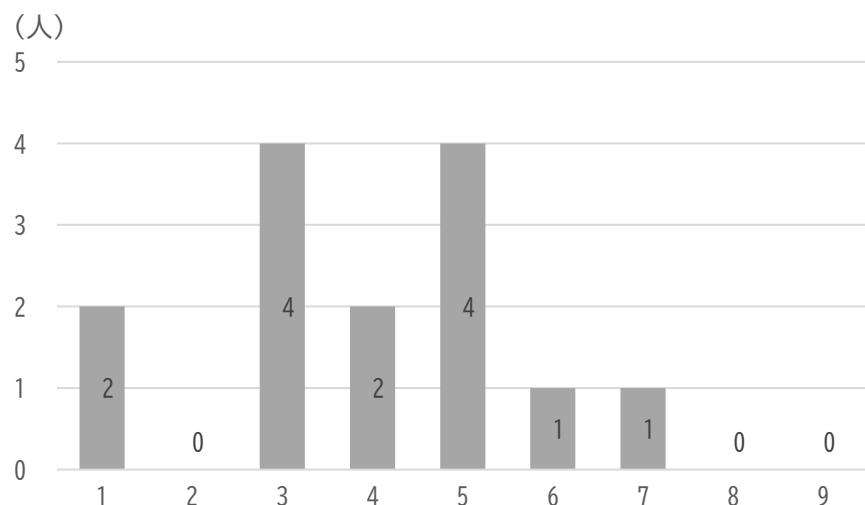
■それぞれ4人ずつが、1日に1～2時間くらい、1日に1時間より少ない、を選択しています。

問17 問14で答えた手伝いを他の人が代わってくれるとしたら、その時間でやりたいことはあるか。  
(複数回答)

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 学校に毎日行く   | 2 学校に遅刻・早退せずにに行く |
| 3 宿題や勉強をする  | 4 睡眠をとる          |
| 5 友だちと遊ぶ    | 6 部活や習い事をする      |
| 7 その他（<br>） | 8 特にない           |
| 9 不明・無回答    |                  |

(n=8)

■問16から見て、そこまで長時間の手伝いをしてはいるようではないものの、「1学校に毎日行く」を2人が、同じく「4睡眠をとる」も2人が選択しており、こどもへの負担が大きくなっている可能性も想定されます。なお、この各2人については、同じ回答者ではありません。

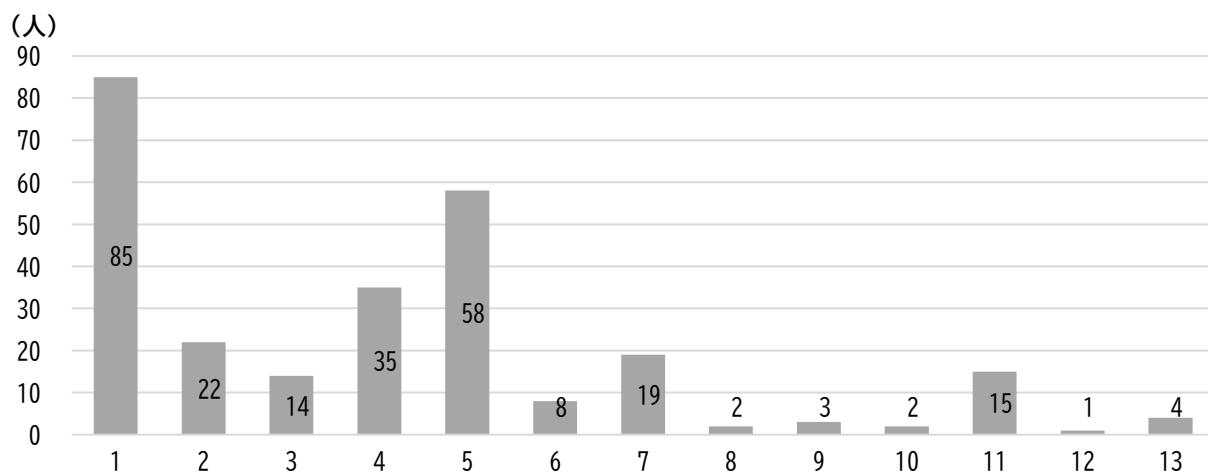


問29 困っていることや悩んでいることがあるとき、だれに相談しているか、また、だれに相談しようと思うか。電話やメールでの相談も含む。（複数回答）

- |                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| 1 親                                   | 2 きょうだい   |
| 3 祖父母や親せき                             | 4 学校の先生   |
| 5 学校の友だち（同級生・先輩・後輩）                   | 6 学校外の友だち |
| 7 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど          |           |
| 8 その他の大人（塾・習い事の先生、放課後児童クラブの先生、地域の人など） |           |
| 9 インターネットやSNSで知り合った人                  |           |
| 10 公的な相談窓口（役場や児童相談所、民生委員の人など）         |           |
| 11 だれにも相談できない、相談したくない                 |           |
| 12 その他（                ）              |           |
| 13 不明・無回答                             |           |

(n=130)

- 「1親」に相談するという回答が最も多く、85人(65.4%)が選択しています。
- 親に相談すると回答していない人のうち、「11だれにも相談できない、相談したくない」を単独の回答として選択した人は11人です。
- 2番目に多い回答は「5学校の友だち」で58人(44.6%)、次いで「4学校の先生」35人(26.9%)となっています。
- その他と回答した人は1人で、友人の親という回答でした。

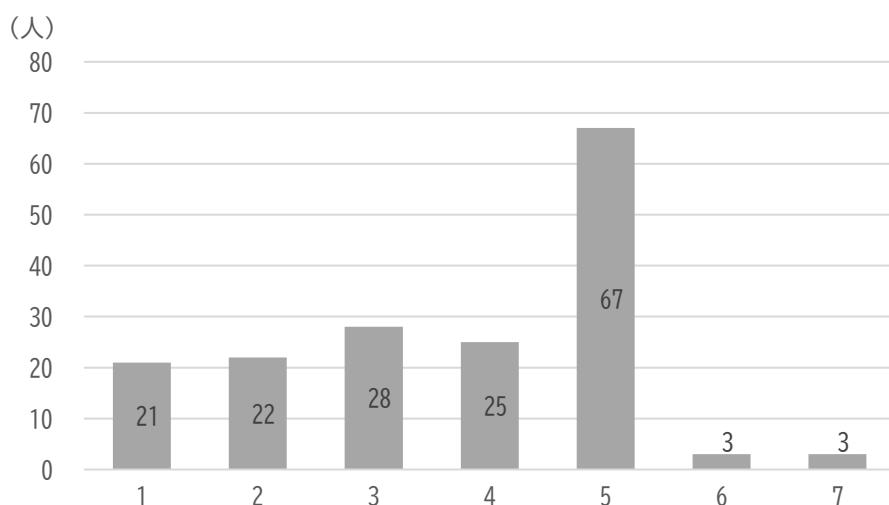


問34 大人に「こんなことをしてほしい」と思うことはあるか？（複数回答）

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1 話をきいてほしい   | 2 一緒に遊んでほしい        |
| 3 勉強を手伝ってほしい | 4 ひとりになれる時間を作ってほしい |
| 5 特にない       | 6 その他（ ）           |
| 7 不明・無回答     |                    |

(n=130)

- 「5特にない」という回答が最も多く、67人(51.5%)です。
- 問33の町の中で「もっとこうなったらしいな」と思うことがあるかという問い合わせに対しても「ない」という方向の回答が多いことから、子どもたちが概ね満足している、もしくは状況をあきらめている、のどちらに在るのかを見極める必要があるとも考えられます。
- 1～4の具体的な選択肢については大きな差はありません。
- 「6その他」と回答した人は3人で、みんなでゆっくりする時間、大人がしているなら子どもにもさせてほしい、学校をなくしてほしい、という様々な答えが寄せられています。

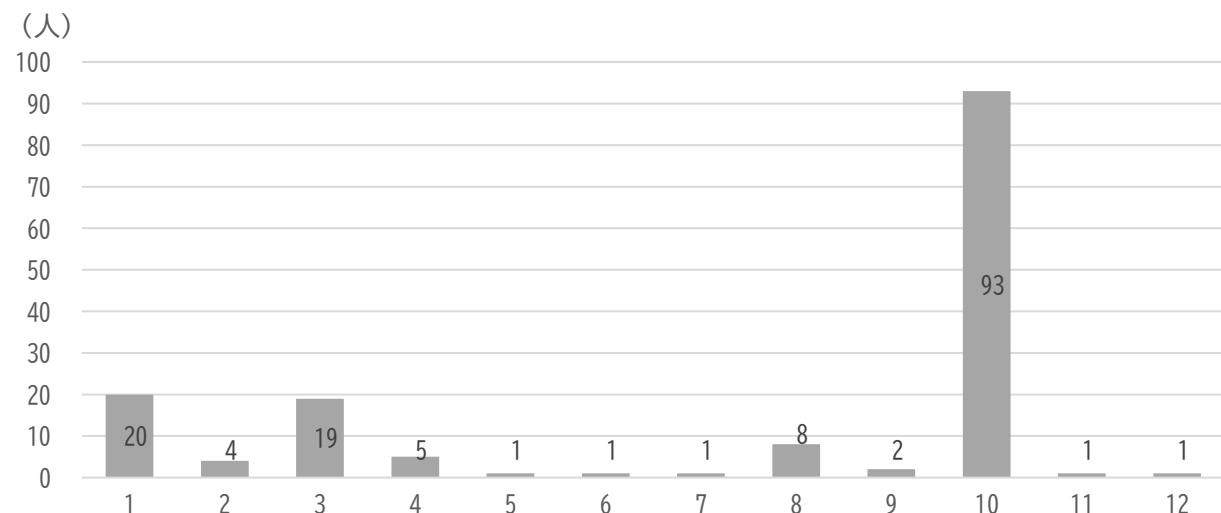


問35 普段の生活の中で、自分が大切にされていない、意見が聞いてもらえない、心が傷つけられるといった、自分の権利が守られない感じがあることがあるか。あるとすれば、どのような場面でそう感じるか。（複数回答）

- 1 家族やきょうだいと過ごしているとき
- 2 学校の授業や先生と過ごしているとき
- 3 学校の同級生や友人と過ごしているとき
- 4 学校の部活動に参加しているとき
- 5 塾や習いごとに参加しているとき
- 6 お店で買い物をするとき
- 7 インターネットやSNSを使っているとき
- 8 テレビやゲームを使っているとき
- 9 公共施設を使うとき
- 10 特にない
- 11 その他（                ）
- 12 不明・無回答

(n=130)

- 「10特にない」という回答が最も多く、93人(71.5%)が回答しています。
- それ以外の回答は延べ63件となっており、ひとりで複数の項目を選択している人もいることとなります。
- 具体的な場面として多いのは、「1家族やきょうだいと過ごしているとき」が20人(15.4%)、「3学校の同級生や友人と過ごしているとき」が19人(14.6%)です。
- 「11その他」と回答した人は1人で、友だちと遊んでいるときという記載があります。



### 問36 自由記述

自由記述欄に記載した人は、特になし、ありません等、意見がないことを表明する記載を除き57人です。内訳は以下のとおりです。

#### <要望>

- このアンケートで少しでもいろいろな人が勉強や遊ぶために利用できる施設ができたらいいと思いました。
  - これをもとによりよい街を作っていてほしいです。
- といった、町への要望に類するものが7件見られました。

#### <自分の想い>

- 学校が楽しい、毎日が楽しい、幸せだといったポジティブな回答が12件ありました。
  - そのほかについても、大きな問題について訴える内容はありませんでした。
  - 最近友達とあまり遊べてないこと
  - ゲームができる時間が少ない
- こうした自分の日常に関する想いが19件寄せられています。

#### <気づき>

- わたしは、もっと家族と何かをしたらいいと思いました。
  - 自分が思ってない、こともあるのがたくさんありました。
  - 改めて自分の生活を見直すきっかけになったので良かったです。
- こうした、自らの想いや生活に関する気づきがあったとする意見が13件寄せられました。

#### <アンケートに関する意見>

- 子供のことを考えててくれてよかったです
  - いろいろなことを正直に話せるからいいと思う
  - このアンケートをして、少し自分のことや心がスッキリしました。
- アンケートは多くの設問があり、面倒と感じる児童生徒が多いと想定していましたが、寄せられた18件の意見のうち、設問が多いという回答は1件のみとなっていました。

この自由記述部分で特徴的なのは、多くのこどもたちが、アンケートそのものにポジティブな回答をしていること、また回答をしながら何らかの気づきを得た人が多くあったことです。

これらは、こどもたち自身が、個人が特定されない状況で自分の意見を示すという行為に何らかの価値を見出したり、また、このアンケートが自分を振り返るきっかけとなり、具体的に選択できる設問があることで、自分の状態を言語化する手助けになったりしたものと考えられます。

少なくとも本町においては、今回のアンケートそのものが、こどもたちの主張と内省の一助となったといえ、こうしてこどもたちの意見に耳を傾けることが、彼らのためにもなると示しているといえます。

こうした“こどもの内面にアクセスする機会”を、今後の施策にどう取り入れるかもポイントの一つと考えられます。

## ②子どもの生活実態調査（保護者対象）

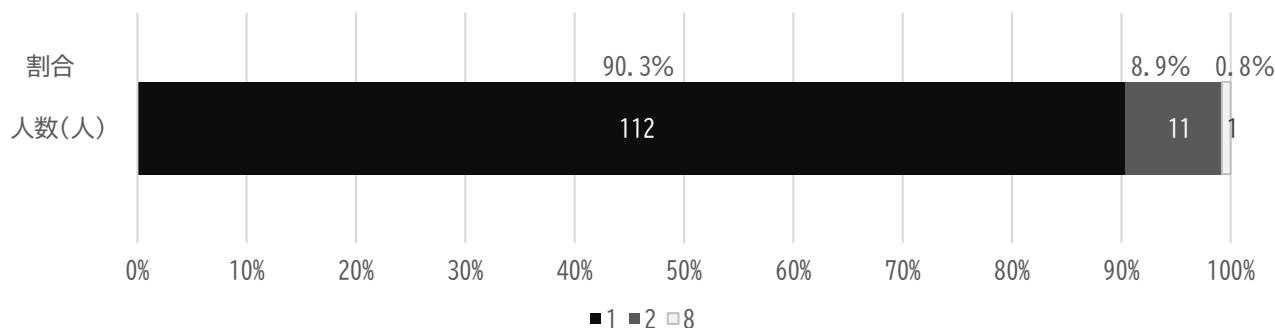
### 問1 回答者の、こどもから見た続柄（単数回答）

- |           |                   |               |
|-----------|-------------------|---------------|
| 1 母親      | 2 父親              | 3 祖父母         |
| 4 曾祖父母    | 5 おじ、おば、いとこなどの親せき | 6 兄・姉などのきょうだい |
| 7 その他 ( ) | 8 不明・無回答          |               |

(n=124)

■回答者の90.3%が母親です。

■父親と回答した人は8.9%、不詳とした人が0.8%(1人)います。



### 問3 同居する世帯員について（複数回答）

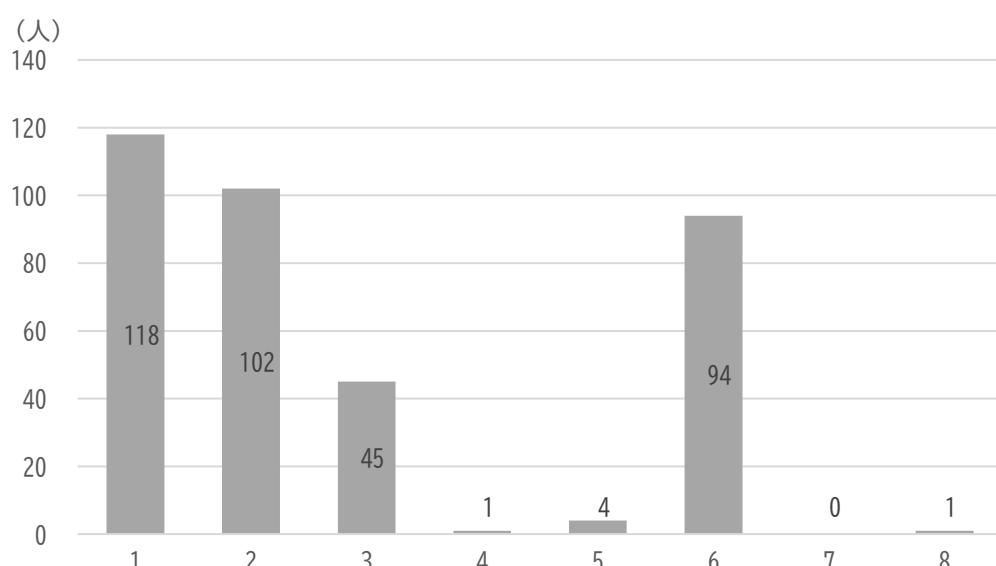
- |           |                   |               |
|-----------|-------------------|---------------|
| 1 母親      | 2 父親              | 3 祖父母         |
| 4 曾祖父母    | 5 おじ、おば、いとこなどの親せき | 6 兄・姉などのきょうだい |
| 7 その他 ( ) | 8 不明・無回答          |               |

(n=124)

■回答者の45人(36.3%)が祖父母と同居しています。

■4世代同居の家庭は意外と少なく、1人(0.8%)のみとなっています。

■該当のこどもにきょうだいがいると回答した人は94人(75.8%)です。

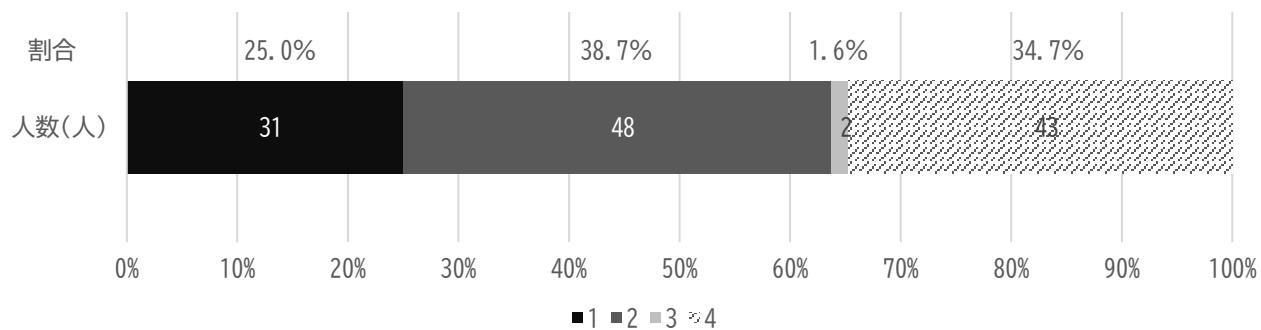


#### 問16 対象の子どもが地元に残る可能性はあると思うか。（単数回答）

- |         |            |          |
|---------|------------|----------|
| 1 あると思う | 2 あまりないと思う | 3 まったくない |
| 4 わからない | 5 不明・無回答   |          |

(n=124)

- 「2あまりないと思う」という回答の方が多く、48人(38.7%)となっています。
- 「2あまりないと思う」と回答した人のうち、別の設問において、「子どもが大学以上に進学するだろう」と回答した人は20人です。
- 一方、「1あると思う」と回答した31人のうち、「子どもが大学以上に進学するだろう」と回答した人は6人です。

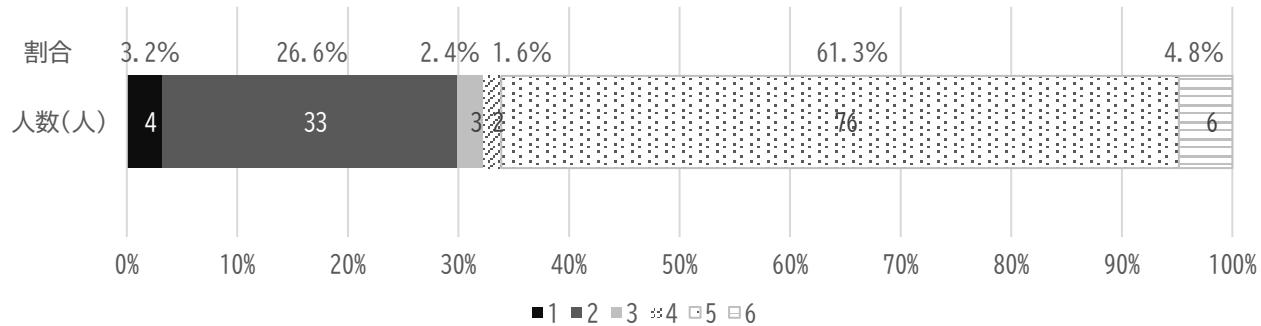


#### 問17 対象の子どもが地元に残ってほしいと思うか。（単数回答）

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 そう思う          | 2 できればそうして欲しいと思う |
| 3 できればそうして欲しくない | 4 残って欲しくない       |
| 5 本人が決めればよい     | 6 わからない          |
| 7 不明・無回答        |                  |

(n=124)

- 子どもに地元に残って欲しいと思う、できればそうして欲しいと思うと回答した人は計37人で、全体の29.8%です。
- 残って欲しくない、できればそうして欲しくないと回答した人は5人(4.0%)です。
- 本人が決めればよいを選択した人が多く、76人(61.3%)です。



## 問25 子育ては楽しいですか（単数回答）

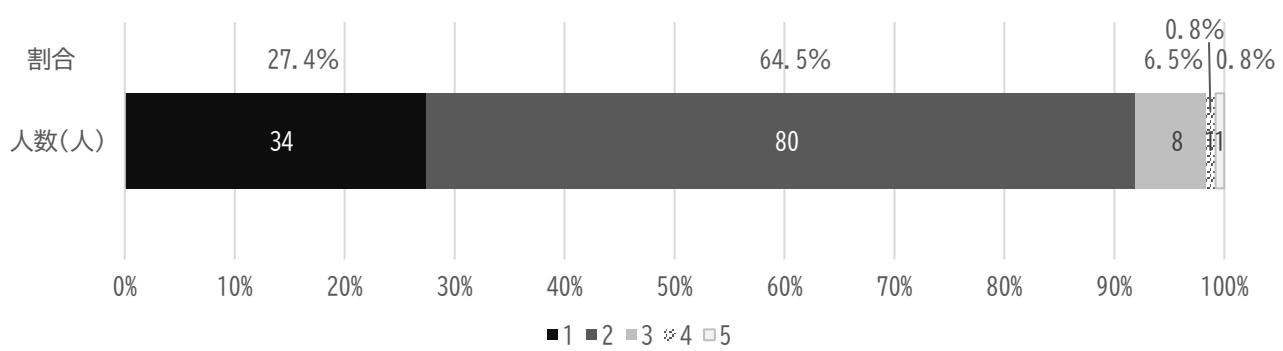
- |          |           |            |
|----------|-----------|------------|
| 1 とても楽しい | 2 まあまあ楽しい | 3 あまり楽しくない |
| 4 楽しくない  | 5 不明・無回答  |            |

(n=124)

■ポジティブな回答をした人は計114人(91.9%)です。

■ネガティブな回答をした人は9人(7.3%)です。うち4人にはきょうだいはいません。

- ・うちひとり親だと回答している人は1人のみです。
- ・母親の8/9人、父親の6/7人が、月1回以上の土曜に勤務があると回答しています。
- ・いずれの回答者も、地域活動やPTAなどには参加していると回答しており、周囲との交流はあるようです。
- ・また、うち8人は、子育てにおいて相談できる人がいると回答しています。



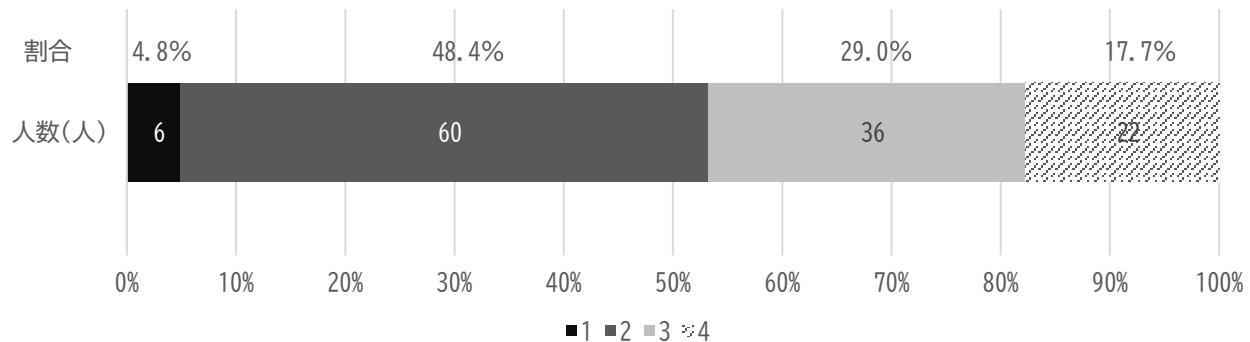
## 問26 子育てがつらいと思うことはありますか。（単数回答）

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1 いつも思う  | 2 時々思う   | 3 あまり思わない |
| 4 全く思わない | 5 不明・無回答 |           |

(n=124)

■つらいといつも思う・時々思うと答えた人の計は66人(53.2%)です。

■問25で子育てが楽しくない・あまり楽しくないと回答した人のうち、子育てがつらいといつも思うと回答した人は4人で、強い負担感を感じている人も存在しているといえます。



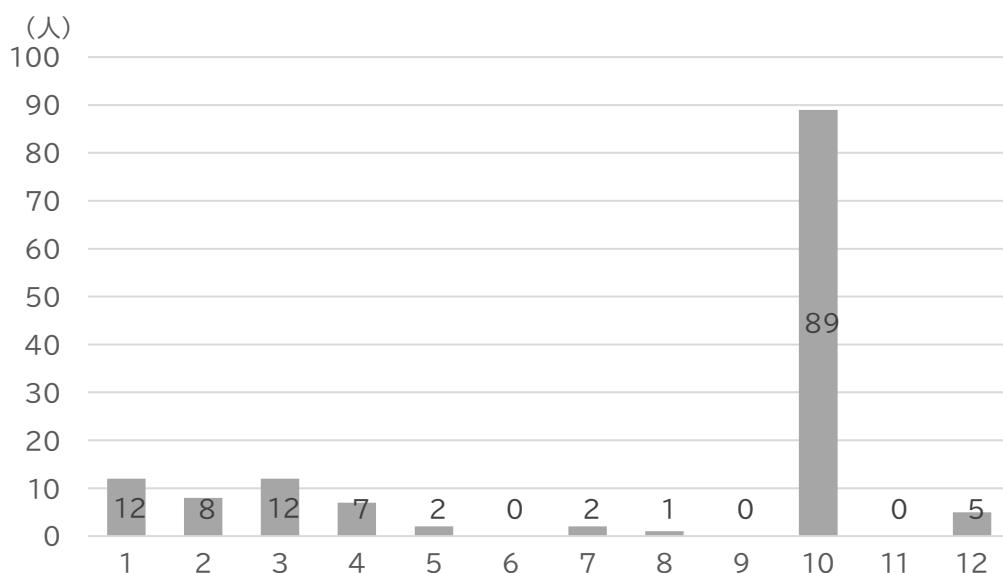
問31 対象の子どもの普段の生活の中で、子どもが大切にされていない、子どもの意見が聞いてもらえない、子どもの心が傷つけられるなど、権利が守られていないと感じことがあるか。あるとすれば、どのような場面でそうだと感じるか。（複数回答）

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 1 家族やきょうだいと過ごしているとき   | 2 学校の授業や先生と過ごしているとき |
| 3 学校の同級生や友人と過ごしているとき  | 4 学校の部活動に参加しているとき   |
| 5 塾や習いごとに参加しているとき     | 6 お店で買い物をするとき       |
| 7 インターネットやSNSを使っているとき | 8 テレビやゲームを使っているとき   |
| 9 公共施設を使う             | 10 特にない             |
| 11 その他                | 12 不明・無回答           |

(n=124)

■最も多い回答は「10特にない」で、89人(71.8%)が選択しています。

■何かしらあるという回答の中では、「1家族やきょうだいと過ごしているとき」「2学校の同級生や友人と過ごしているとき」がそれぞれ12人(9.7%)ずつとなっており、特に身近な人との関係において、そうしたことが見られると感じている人がいるようです。



問32対象のこどもや回答者にとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思うか。

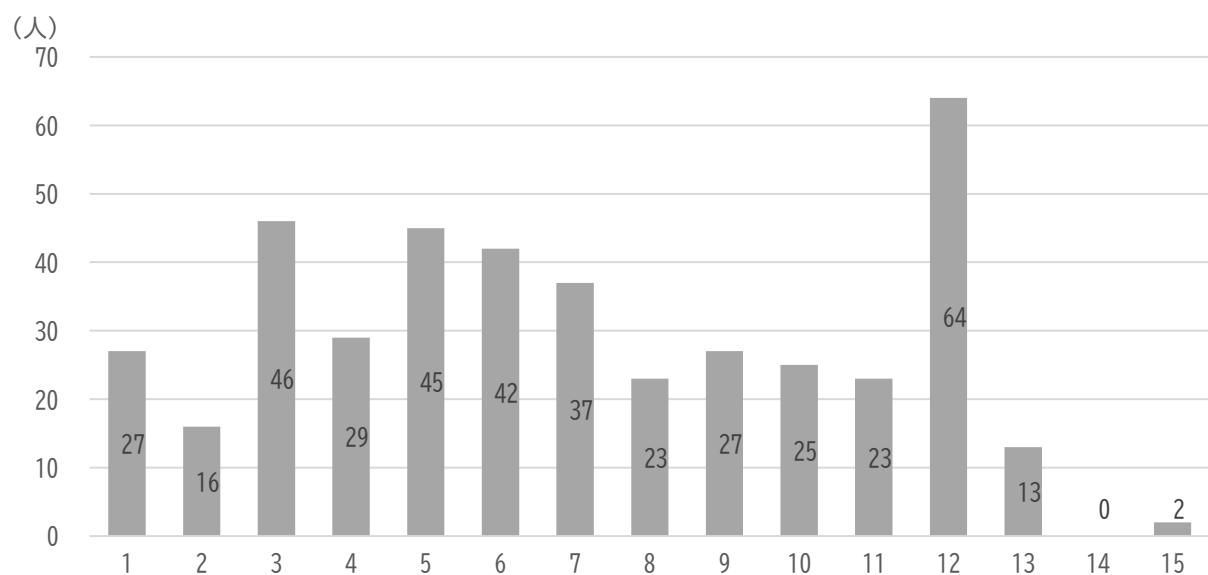
(複数回答)

- 1 保護者が家にいないときにこどもを預かる場やサービスの提供
- 2 安い家賃で住める住居
- 3 生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付など）
- 4 進路や生活などについて何でも相談できるところ
- 5 仲間と出会え、一緒に活動できるところ
- 6 自然体験や集団遊びなどの多様な活動機会の提供
- 7 地域におけるこどもの居場所の提供
- 8 読み書き計算などの基本的な学習への支援
- 9 会社等での職場体験などの機会の提供
- 10 仕事に就けるようにするための就労に関する支援
- 11 こどものみで無料もしくは安価で食事ができる場所の提供
- 12 進学や資格を取るための発展的な学習への支援
- 13 特にない
- 14 その他（ ）
- 15 不明・無回答

(n=124)

■「12進学や資格を取るための発展的な学習への支援」と回答した人が64人(51.6%)と最も多くなっています。

■次いで、「3生活や就学のための経済的援助（給付金や貸付など）」が46人(37.1%)、「5仲間と出会え、一緒に活動できるところ」が45人(36.3%)となっています。



### 問33 自由記述

自由記述に記載した人は13人ですが、町の様々な点について多くの意見が寄せられました。

- ・子どもの遊び場が少ないが最近は気温が高く熱中症の危険性も高いことから、屋内で遊べる場所があることが望ましい。屋内であれば、冬季や天気の悪い日でも使用できる。
- ・高校生について、何らかの交通手段確保はないものか。保護者が仕事を制限しているケース、送迎ができないことを理由に高校進学の選択肢が狭まったケースなどを耳にしており、中学のスクールバスのようなもので、駅までの送迎があればよい。
- ・不登校の子どもの居場所、できれば相談員が居るものがあれば心強い。
- ・仕事以外にPTAの役や介護もきつく、ひとり親世帯だけが苦しいわけではない。
- ・家庭菜園の野菜を販売できるようにするなど、町のなかでお金を生み出せる環境を作ることもできるのではないか。働き盛りの人に負担がないようにすれば、人も居なくならず、移住者も増えるような気がする。
- ・町の商品券で、オムツや食料品が購入できるところが少なく、子育て関係では利用しづらい。
- ・母親は外でも家でも休みなく働いているが、父親と差が激しい。

上記のような具体的な内容もありますが、一方、こうした調査の際に聞いた意見について町の施策に反映されているのかという声も散見されており、調査の際に拾えた声に向き合い、事業や施策の改善に繋げていくことが求められています。

### ③若者の意識と生活に関する調査

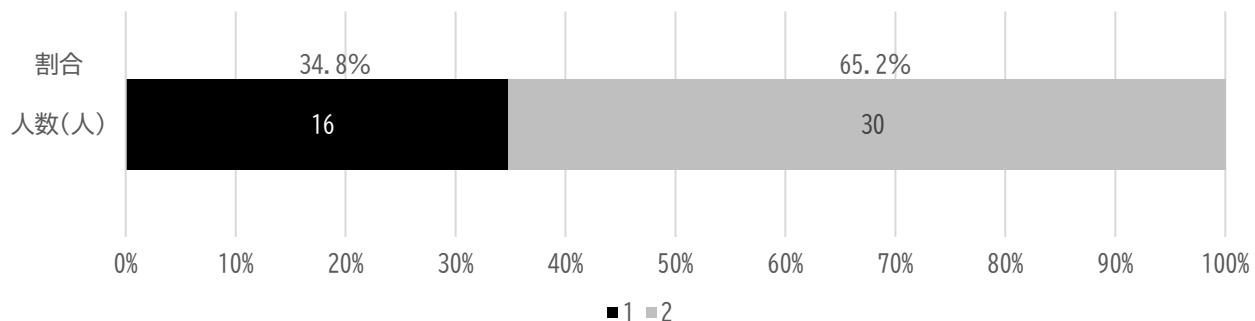
#### 問1 回答者の性別（単数回答）

1 男	2 女	3 その他（どちらともいえない・わからない・答えたくない）
-----	-----	-------------------------------

(n=46)

■回答者は男性が16人、女性が30人、その他性別や不詳の人はいませんでした。

■回答比率は男性：女性が概ね1：2となります。



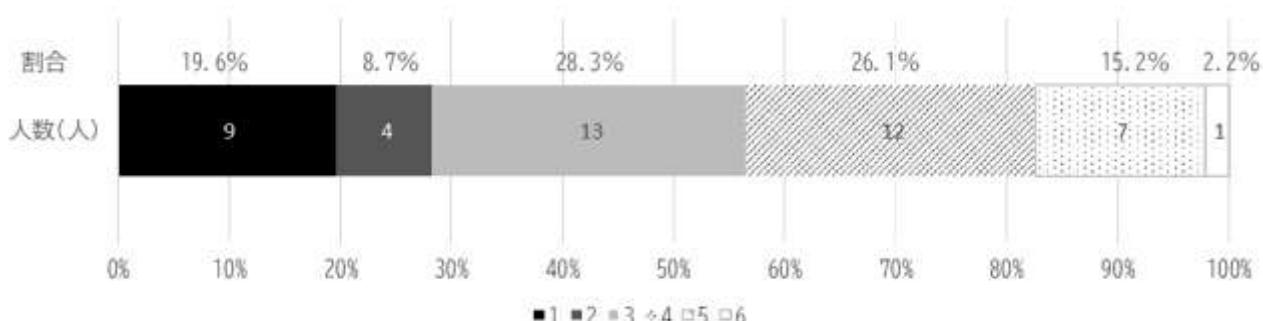
#### 問2 回答者の年齢(令和7年4月1日現在)

1 15～19歳	2 20～24歳	3 25～29歳
4 30～34歳	5 35～39歳	6 不明・無回答

(n=46)

■回答者の年齢層は、25～29歳が28.3%、30～34歳が26.1%、次いで15～19歳が19.6%となっています。

■全回答者の平均年齢は、27.4歳です。

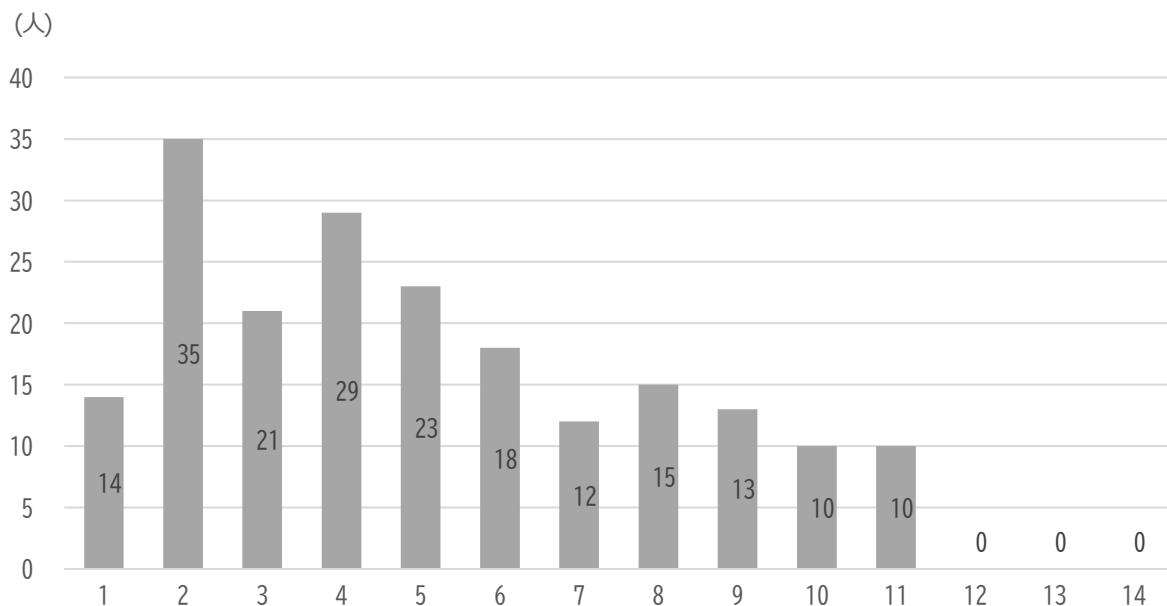


問11 回答者は子どもや若者にとっての「居場所」とは、どんなところだと思うか。（複数回答）

- |                               |
|-------------------------------|
| 1 自分ひとりで行けて、好きなだけいられる場所       |
| 2 落ち着いてくつろげる場所                |
| 3 好きなものがあったり、好きなことができる場所      |
| 4 周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所     |
| 5 友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所 |
| 6 自分のことを否定されたり、嫌なことが起きない場所    |
| 7 大人に指図されたり、強制されたりしない場所       |
| 8 自分の意見や希望を受け入れてもらえる場所        |
| 9 色々なイベントがあり、自分の好きなものに参加できる場所 |
| 10 信頼できるスタッフがいる場所             |
| 11 いろいろ人と会える場所                |
| 12 その他（ ）                     |
| 13 わからない、思いつかない               |
| 14 不明・無回答                     |

(n=46)

■回答は多い順に、「2落ち着いてくつろげる場所」（35人）、「4周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」（29人）、「5友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」（23人）となっており、安心して自分らしく居られる場所が「居場所」であるとの回答が主流となりました。

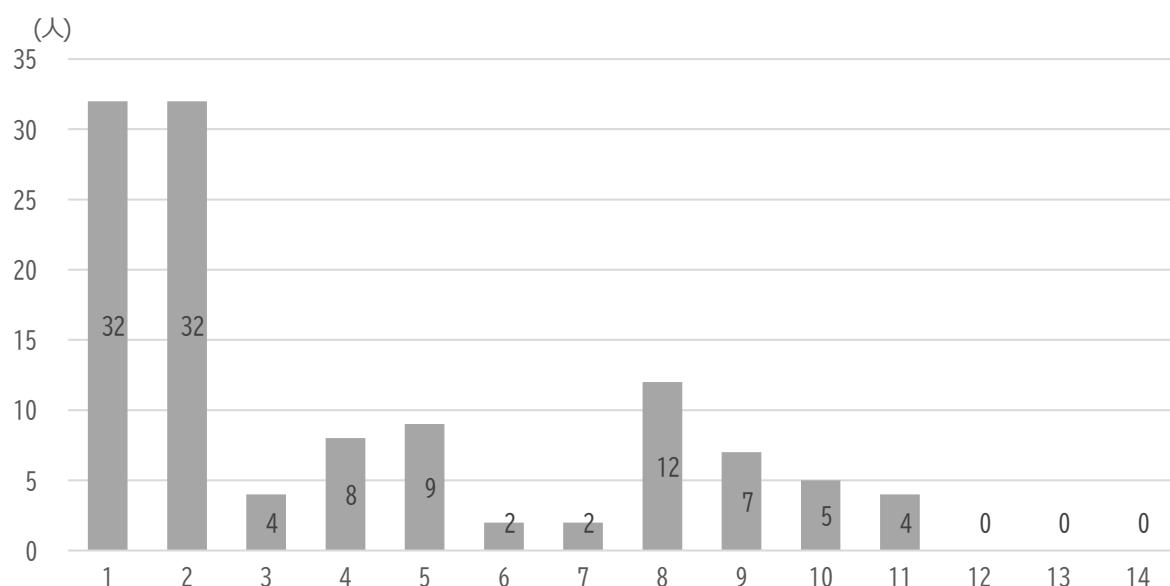


問12 回答者にとっての「居場所」は次のうちどれか。 (複数回答)

1 自分の部屋	2 家庭 (親せきの家を含む)
3 友だちの家	4 学校 (教室・図書室など) ※卒業した学校を含む
5 クラブ (部) 活動・サークル活動の場所	6 塾や習い事の場所
7 地域 (図書館・公民館・公園など)	8 職場・アルバイト先 ※過去に働いていた場所を含む
9 お店 (カフェ、レストラン、商業施設など)	10 趣味や自己啓発の場所
11 インターネット空間 (SNS・動画サイトなど)	12 その他 ( )
13 居場所はない	14 不明・無回答

(n=46)

- 自分の部屋、家庭という回答がそれぞれ32人ずつと、他の回答を大きく引き離しています。
- 一方で、これら自宅という回答は約70%となっており、残る3割程度の人は、自分の居場所は自宅以外だと考えているともいえます。
- 居場所ないと答えた人はおらず、回答者のすべてが、どこかによりどころを持っているということがわかります。



問14 現在や将来について、悩んでいることや不安に感じていることはあるか。（複数回答）

1 友だち関係のこと	2 家族関係のこと
3 勉強や進学のこと	4 学校生活のこと
5 仕事や就職のこと	6 お金のこと
7 自分の健康のこと	8 自分の性格のこと
9 自分の見た目（容姿・体型等）のこと	10 恋愛や結婚のこと
11 性のこと	12 子育てのこと
13 子どもの教育や進学のこと	14 家族の健康や介護のこと
15 政治や社会のこと	16 将来のこと
17 その他（ ）	18 特に悩みや不安はない
19 不明・無回答	

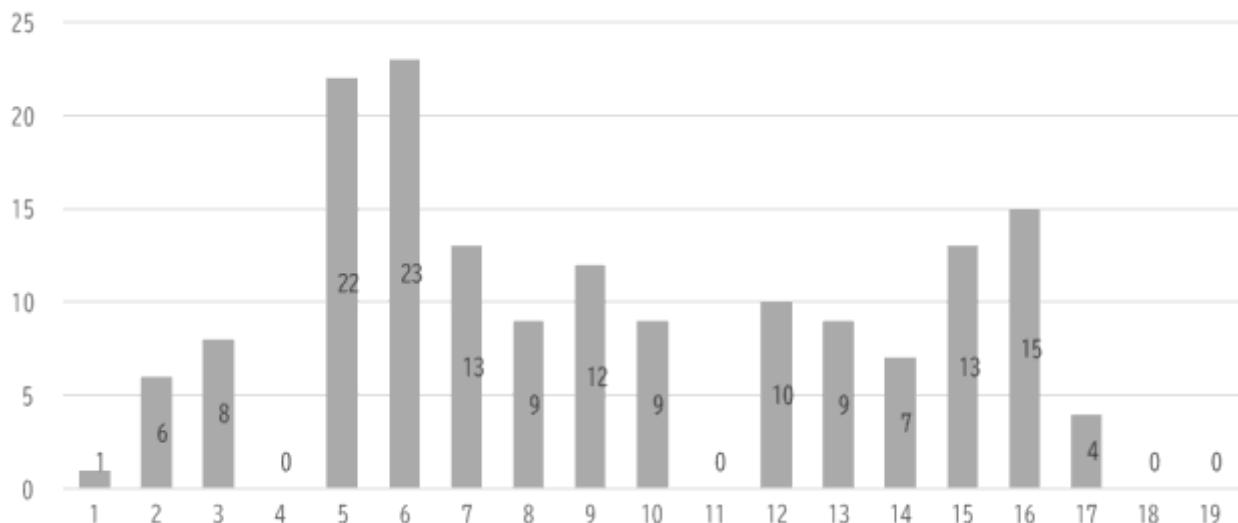
(n=46)

■回答の多い項目は、「6お金のこと」(23人)、「5仕事や就職のこと」(22人)、「16将来のこと」(15人)、「7自分の健康のこと」および「15政治や社会のこと」(13人)となっています。最近の物価上昇や社会への不安感などが影響していると考えられます。

■10代の回答者のみに限って見ると、「5仕事や就職のこと」、「16将来のこと」への回答が多くなっています。

■「17その他」と回答した人は4人いましたが、内容の記載はありませんでした。

(人)

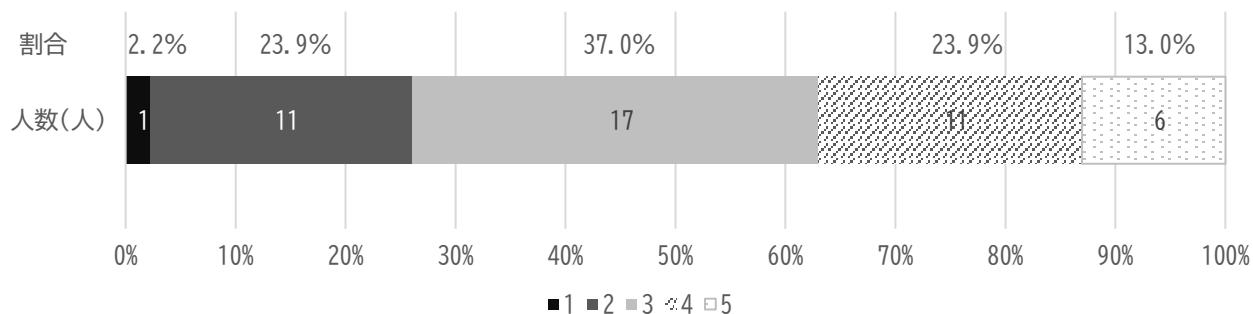


問17 回答者は、日本の将来は明るいと思うか。（単数回答）

1 明るい	2 どちらかといえば明るい	3 どちらかといえば暗い
4 暗い	5 わからない	6 不明・無回答

(n=46)

- ポジティブな回答をした人は12人(26%)、ネガティブな回答をした人は28人(61%)となっており、過半数以上が日本の将来は暗いと感じています。
- ポジティブな回答をした人の平均年齢は26.4歳、ネガティブな回答をした人では28歳となっています。
- 10代の回答者に限って見ると、どちらかといえば明るい・どちらかといえば暗いという回答が多くを占め、強く悲観している回答ではありませんでした。
- 暗いと回答した人は20代から30代半ばまでの人がほとんどを占めています。



問20 回答者は「結婚」をどのように考えるか。 (複数回答)

1 精神的な安らぎの場が得られる	2 好きな人とずっと一緒に暮らせる
3 経済的に安定する	4 生活が便利になる
5 親を安心させることができる	6 自分の子どもや家族を持てる
7 親から独立してひとり立ちできる	8 家事や育児が大変
9 責任や義務が発生する	10 自分の時間や自由な行動が制約される
11 自由に使えるお金が少なくなる	12 自分や相手の親せきづきあいなどが増える
13 その他 ( )	14 わからない
15 不明・無回答	

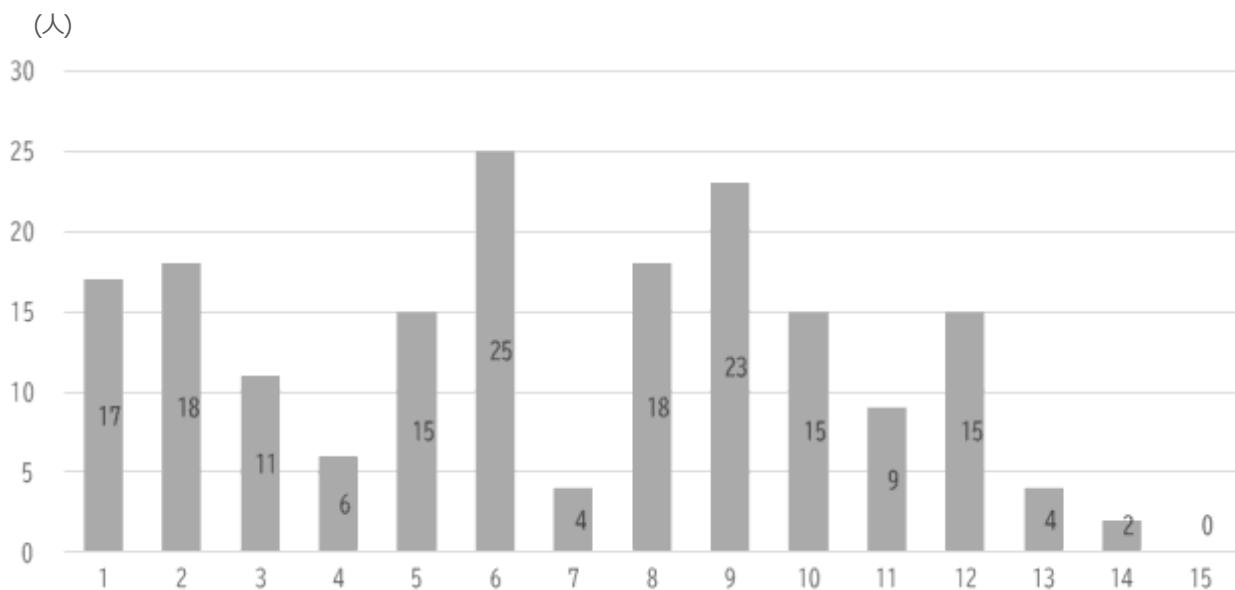
(n=46)

■回答が多い順は、「6自分の子どもや家族を持てる」(25人)、「9責任や義務が発生する」(23人)、「2好きな人とずっと一緒に暮らせる」「8家事や育児が大変」(18人)、「1精神的な安らぎの場が得られる」(17人)となっています。

■ネガティブなイメージ(8・10・11)への回答数は延べ42件となっており、決して少なくありません。

■「13その他」については、「幸せな空間を築ける」「人による」という回答が見られました。

■具体的な選択肢の中で最も少ないのは、「7親から独立してひとり立ちできる」(4人)です。従来の「結婚が一人前であるという証」という価値観が変化していること、また、経済的な負担感や、子育てへの祖父母の支援などから、結婚した後は親世帯とは別に暮らすもの、という感覚も薄まっているものと考えられます。



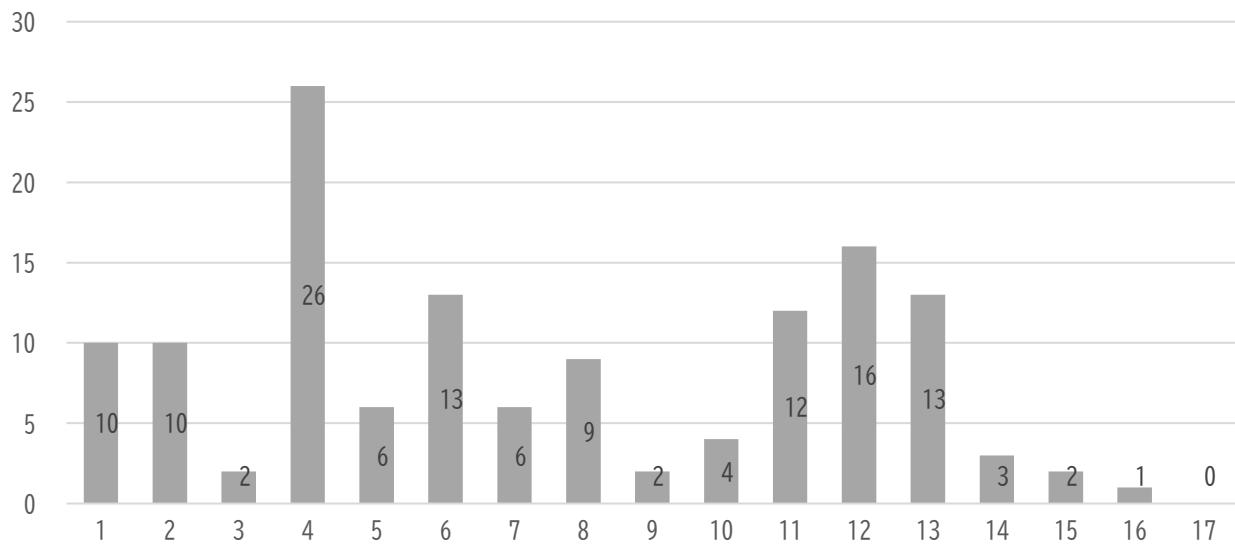
問22 回答者は「子どもを持つこと」をどのように考えるか。 (複数回答)

1 こどもを持つことは自然なことである	2 自分の子孫を残すことができる
3 こどもを持つことで周囲から認められる	4 こどもがいると生活が楽しく豊かになる
5 こどもは老後の支えになる	6 こどもは将来の社会の担い手になる
7 こどもは夫婦関係を安定させる	8 好きな人のこどもを持ちたいから、こどもを持つ
9 配偶者や親など周囲が望むから、こどもを持つ	10 自分の家の家名を残すことができる
11 自分の自由な時間が制約される	12 経済的な負担が増える
13 身体的・精神的な負担が増える	14 社会環境が悪くのびのび育てられない
15 その他( )	16 わからない
17 不明・無回答	

(n=46)

- 最も回答数が多かったのは、「4こどもがいると生活が楽しく豊かになる」という選択肢で、26人となっています。これは、問21で「こどもを持っている」と回答した人の数を上回っています。
- そのほか多く選択された回答は、「12経済的な負担が増える」(16人)、「6こどもは将来の社会の担い手になる」(13人)、「13身体的・精神的な負担が増える」(13人)、「11自分の自由な時間が制約される」(12人)となっており、結婚へのイメージと比べ、ネガティブな選択肢が上位に上がってきています。

(人)



問27 回答者は、こども・若者の政策に関して自身の意見を聴いてもらえていると思うか。（単数回答）

1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらかといえばそう思わない
4 そう思わない	5 わからない	6 不明・無回答

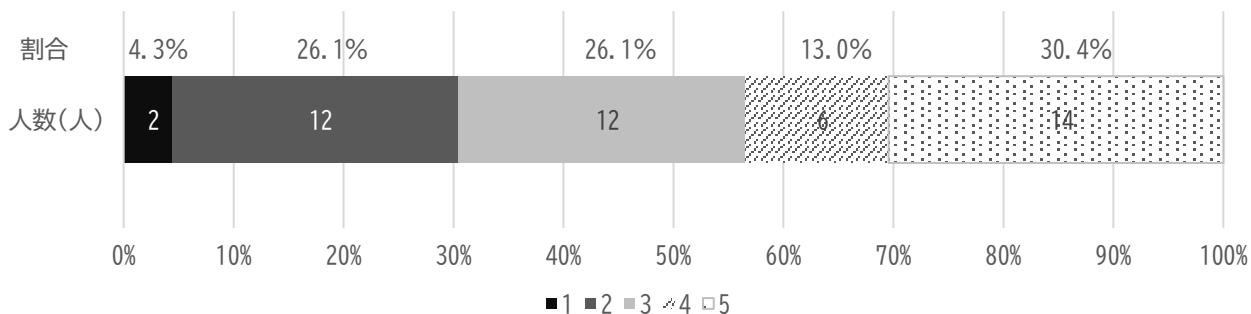
(n=46)

■ポジティブな回答をした人は14人(30%)、ネガティブな回答をした人は18人(39%)です。

■ポジティブな回答をした人の平均年齢は28歳、ネガティブな回答をした人は26.8歳、わからないと回答した人は27.5歳で、大きな差はありません。

■それぞれの回答をした人のうち、子どものいない人は、ポジティブな回答では8人、ネガティブな回答では10人、わからないと回答した人では8人と、ほぼ均等な状況となっています。

■ポジティブな回答をした人の86%は女性、ネガティブな回答をした人では61%となっています。男性の方が、自分の意見を聴いてもらえていないという意識が強い傾向が見られます。

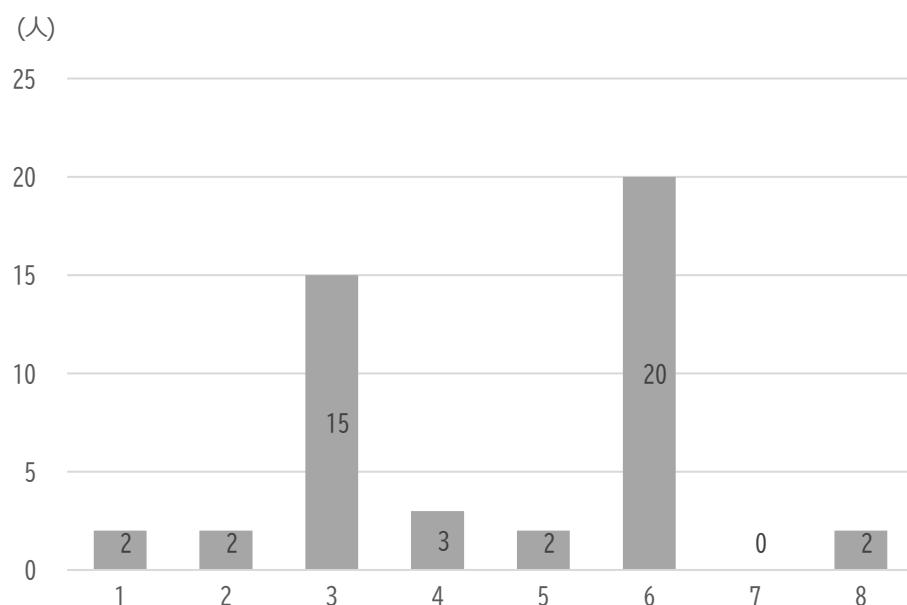


問29 回答者には、地域の大人に期待することはあるか。（単数回答）

1 話を聞いてほしい	2 相談できる人がいてほしい
3 安心できる場があればよい	4 何かを教えてほしい
5 自分の意見や考えを認めてほしい	6 特にない
7 その他（ ）	8 不明・無回答

(n=46)

- 最も多い回答は、「6特にない」（20人）です。これは、「地域の大人に満足している」とも捉えられます。反面、「地域の大人には期待していない」と読むことも可能です。
- 次に多い回答は、「3安心できる場があればよい」（15人）となっています。

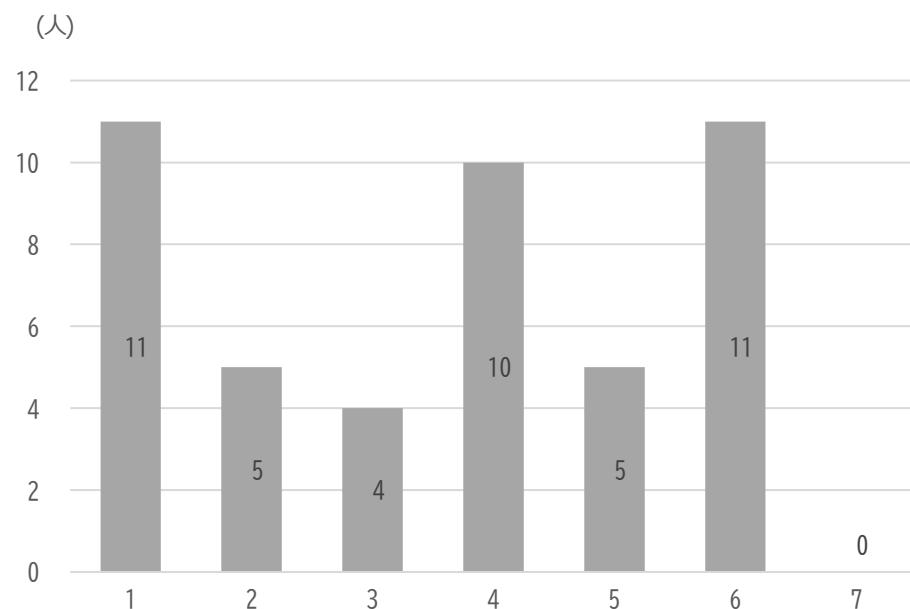


問31 回答者は、これからも宝達志水町に住み続けたいと思うか。 (単数回答)

1 住み続けたい
2 どちらかといえば住み続けたい
3 就職などのため一旦は離れても、将来的には住み続けたい
4 どちらかといえば住み続けたくない
5 住み続けたくない
6 今はわからない
7 不明・無回答

(n=46)

- 最も多い回答は、「1住み続けたい」と「6今はわからない」で、それぞれ11人(24%)ずつとなっています。
- 次に多い回答は、「4どちらかといえば住み続けたくない」で、10人(22%)が選択しています。
- それぞれの回答者の平均年齢は、「1住み続けたい」(30.9歳)、「2どちらかといえば住み続けたい」(31.2歳)、「3就職などのため一旦は離れても、将来的には住み続けたい」(22.5歳)、「4どちらかといえば住み続けたくない」(26歳)、「5住み続けたくない」(20.6歳)、「6今はわからない」(28.3歳)となっています。住み続けたくない回答したの方が年齢層は低くなっています。
- 「6今はわからない」と回答した人のうち、半数は問21において、「こどもがいない」と回答しています。また、「4どちらかといえば住み続けたくない」「5住み続けたくない」と回答した人を含めた場合、26人中の16人がこどもがいないと答えています。
- 一方で、こどもがいても、町外への移動を考える人、迷う人が38%いるといえます。
- 「5住み続けたくない」「4どちらかといえば住み続けたくない」と回答した人の60%が男性となっています。



### 問32 自由記述

自由記述欄に記載した人は13人で、男性3人、女性10人となっています。

他の調査同様、多くの意見が寄せられています。

町のハード面については、子どもの遊び場や、民家付近の街灯整備など、暮らしやすさに繋がる要望が見られました。

ほか、人口流出対策や若者対策の強化、産婦人科がないことに対する対応など、若い視点での意見となっていました。実情に即した意見として考慮すべき点があると思われます。

## 4 ワークショップを通じた現況の把握

### (1) 実施概要

- 事業名称：宝達志水町こども・若者の意見を聞くワークショップ
- 開催日時：令和7年7月22日(火) 午前8時30分～9時30分
- 会場：宝達志水町立宝達中学校
- 参加者：生徒会に所属する中学3年生 12名
- テーマ：「住み続けたいと思ってもらえるまちって、どんなまち？」
- 手法：「ワールドカフェ」によるワークショップ

### (2) こどもたちの意見

#### ①意見の種類

産業や環境、まちづくり、また居場所や教育など、広い範囲での意見が見られました。

#### ②意見の例

- ゴミ拾いなどを通じ、まちや千里浜をきれいに保つ、まちを明るくするなど、町の環境づくりに多くの意見が挙げられました。身近な環境の清潔さ、雰囲気の明るさが住みよさにつながっていると言えるのは、現代のこどもらしい感覚と言えます。
- まちの在り様、大人たちの在り方には、強い意見も見られました。まず復興をすべき、活気がない、いらないことにお金を使わない、様々なことを強制させるのもやめるべき、また、教育に力を入れているわりに大人たちで勝手に決め、自分たちのニーズと合っていないという意見もありました。
- こどもたちは、変わることに抵抗がありません。合併すべき、空き家を潰して新しい何かを、魅力的な仕事を増やすなどの提言や、町としてお金を稼いでほしい、少子高齢化対策が必要、カフェなどができるのはいいが高い・こどもだけで入りにくいといった、しっかりとした意見が見られました。

意見の端々に、こどもにも話を聞いてほしいという希望・熱意が見られたことは、今後の町の在り方、方策を考えるうえで、ひとつの要素になると思われます。

※娯楽施設や商業施設などを求める声も多数ありましたが、本項では町の方針や仕組みに関する意見や、こどもたちの精神的な希望に関する意見を中心に抜粋し、特に町域外からの民間企業の活動に関する内容については省略しています。

## 第3章 計画の基本的な方向

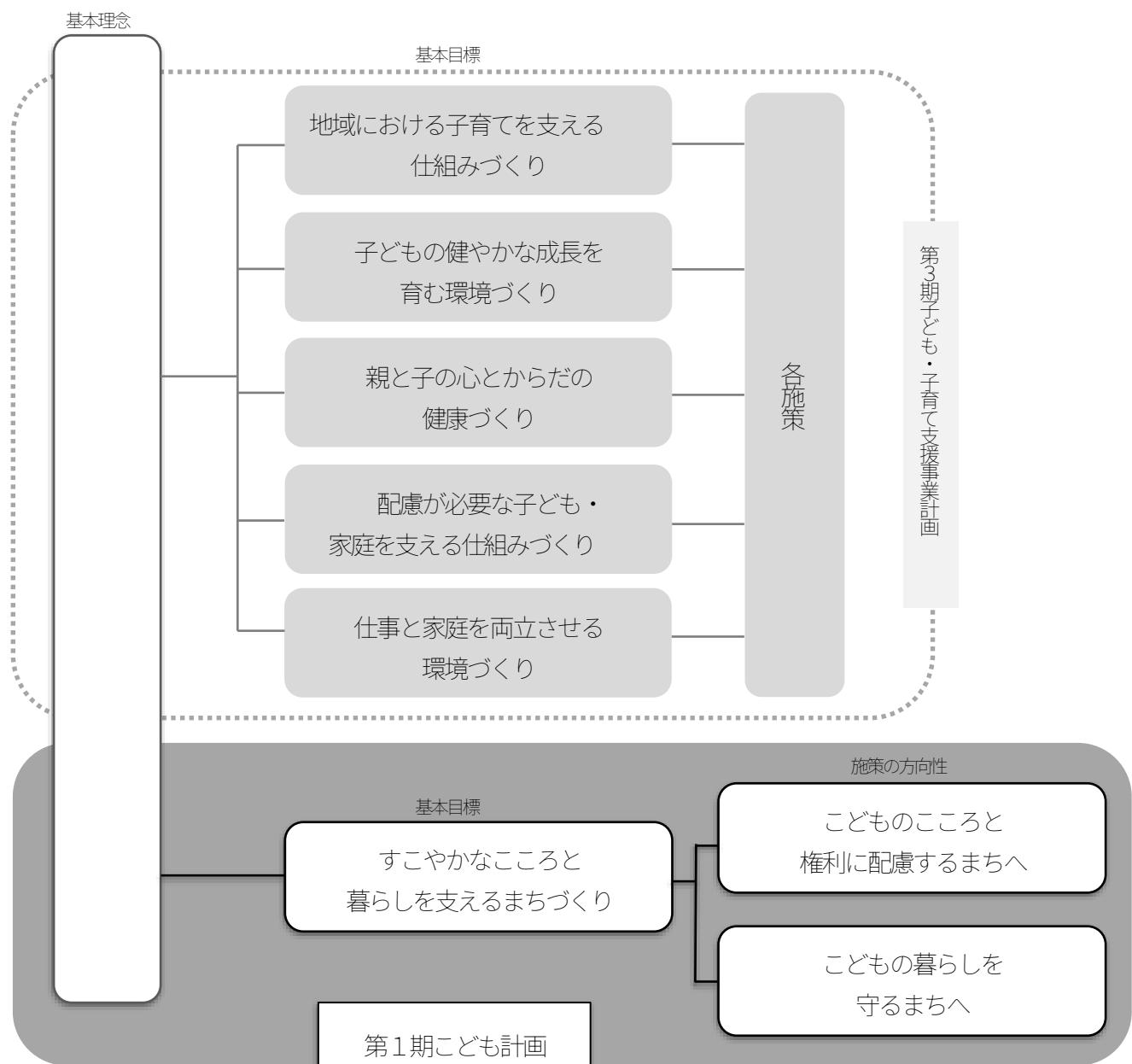
### 1 基本理念

本計画は、第1章第3項「計画の位置づけ」で述べたとおり、先に策定した「第3期宝達志水町子ども・子育て支援事業計画」と併走する計画であり、終期を揃え、次回改訂時には統合することを予定しています。

このことから、~~本計画の基本理念は、子ども・子育て支援事業計画と同じ「子どもは宝、明るく、笑顔のかかがやく町」とし、目的に応じた目標を別に掲げることとします。~~※基本理念確定後調整します

### 2 施策の体系

本計画では、基本目標に「すこやかなこころと暮らしを支えるまちづくり」を掲げ、子どもの権利やこころを守る取り組みと、経済的支援を始めとした具体的な生活支援に関する取り組みの2つを施策の柱として、各施策を展開していきます。



### 3 施策の方向性

#### (1) こどものこころと権利に配慮するまちへ

こども大綱においては、こどもは生まれながらに権利の主体であるとあります。

これは、こども自身の権利が尊重され、周囲の大入、また同世代のこどもたちの間にあっても、個人の想いや特性が損なわれず、すこやかな状態が守られねばならないということを示しています。

こうした理念の推進に努め、また、こどもたちのこころを守り育むための施策を推進していきます。

##### ① こどもの権利に関する理解と保持

こどもは、それぞれの人格と権利を持った、大人同様のいち個人です。その権利や考え方、また特性を守る意識の周知・醸成を通じ、こどもの生きやすいまちづくりを進めます。

施策	内容
こどもの権利に関する周知	「こどもの権利条約」や「こども大綱」に謳われる「こどもの権利」について周知を行い、こどもの権利の保持に努めます。
犯罪・事故等の被害からこどもを守るために取り組みの推進	こどもの権利が侵されたり、搾取されたりといった、こどもを対象とした犯罪等の防止、また地域住民の防犯意識の向上をめざします。

##### ② こどものこころのケア

成長期にあるこども・若者は、自身の感受性や周囲とのかかわりとのことで、ストレスや精神的な問題を抱えることが少なくありません。こうした状態の支えとなり、すこやかな育ちに資するための事業に取り組んでいきます。

施策	内容
スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒がこころの悩みを相談できる環境を整えます。
豊かな心を育む教育の推進	人権教育・学習や道徳教育の充実を行い、思いやりを育みます。 宝達志水町いじめ防止基本方針に基づき、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒一人一人に徹底し、お互いを思いやる温かい心を育成します。
いじめの防止	「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全小中学校におけるいじめの未然防止、早期解決に取り組みます。 また、いじめの早期発見、早期対応を図るため、全小中学校で、年間を通して、月ごとの調査を実施します。

不登校への対応	中1ギャップの克服を図るため、小中学校が連携し、未然防止に努めます。また、子どもの些細な変化を見逃すことがないよう学校全体で情報を共有し、すべての児童生徒が安心して楽しく学校生活を送ることができるような環境づくりを進めます。 教員のカウンセリング力を高め、教育相談機能の向上を図ります。
---------	--

### ③ 子育てや家庭環境等に関する情報提供

子育てに係る事業の機会等を通じ、保護者への様々な情報提供に努め、子どもの育ちへの寄与と保護者の負担軽減など、より暮らしがやすい社会づくりに努めていきます。

施策	内容
こども家庭センターの運営	こども家庭センターは、一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指します。
子育てパンフレットの作成・配布	あらゆる子育て家庭を対象に、子育て支援サービス等の周知のため、子育てパンフレットを作成し、詳細な情報提供に努めます。
家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	子どもたちが規則正しい生活習慣を身につけ、健やかに育まれるよう、子育て家庭の子育て等に関する悩みや不安を解消し、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
子どもの事故予防のための啓発	子どもの事故予防の正しい知識に関する普及を図るために、啓発を行います。
新生児全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、保護者から様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	企業・団体に対し、雇用に関する法制度の情報提供の普及に努め、啓発を行います。
家庭における男女共同参画意識の啓発	男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し、助けるような人間形成を図れるよう、家庭教育に関する学習機会を提供します。

#### ④ 地域・社会での取り組みの推進

こども・若者の地域でのつながりづくり・居場所づくりに努めます。個人の特性を認め、さまざまな多様性への理解につながる取り組みを行い、インクルージョンの推進を行います。

施策	内容
放課後や週末等の居場所づくりの推進	健康づくりや学びの機会提供のため、放課後や週末等におけるこどもたちの安全・安心な居場所を設け、学習または文化活動、出前講座、地域住民との交流活動等を実施します。併せてこどもたちのコミュニケーション能力の向上と、心豊かで健やかに育まれる環境づくりのため、学校が違うこどもたちや異年齢のこどもたちの交流・体験の場を提供します。
夏季および冬季の休日等におけるこどもの居場所づくり	こどもが安心して遊ぶことができ、異年齢児間の交流や親同士の交流も図れるよう、公民館、青少年施設等の公共施設での活動の充実を図ります。
ひとり親家庭のこどもへの学習支援事業	こどもが気軽に相談できる場を提供し、こどもの学習の意欲向上と精神的安定を図ります。
様々な社会資源や団体の連携による児童の健全育成	家庭、学校、地域が一体となり、子どもたちが明るく心豊かに、健やかに育まれるよう、地域ぐるみで青少年育成に取り組みます。
グループワークの実施	初めて育児を行う母親や孤立して育児を行う母親が、同じ立場の母親と語る機会を作ることで、育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。
青少年健全育成の推進と関係団体との連携	地域で青少年を見守り、育み、地域との結びつきを大切にした青少年の健全育成に努めます。 また、家庭・学校・地域が一体となって、明るく心豊かで健やかな青少年の育成に努めることを目的とし、関係団体と連携しながら、次世代を担う若者たちの育成を図ります。 また近年、インターネットや危険ドラッグによる青少年の被害が後を絶たないことから、関係機関と連携して被害防止のためのマニュアルを作成し、それを基にして広報・町ホームページ・町ケーブルテレビ等で啓発活動を行います。
特別支援教育の充実	発達障害も含めた障害のある児童生徒一人一人の持てる力を高め、安定した学校生活を送り、自立して社会に参加・貢献できるよう、多様な教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導と支援を行うインクルーシブ教育に取り組みます。
認定こども園や放課後児童健全育成事業における障害のあるこどもの受け入れ	すべてのこどもが等しく認定こども園や放課後児童クラブを利用できるよう環境を整備します。

適応指導教室の設置	学校生活に不安や悩みがあったり、生活リズムの乱れから登校しづらかったりする児童生徒に安心して過ごすことができる居場所、学校復帰のための自立を促す場を提供します。
児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）	虐待や不登校など、養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等ができる児童の居場所となる拠点開設に向け、検討を進めます。
子どもの居場所となる施設等の設置検討	子どもの居場所として、また発達等に資する場所として、子どもたちの成長に寄与しうる、施設や機能の設置・在り方について、既存施設の活用や機能追加等も含め、幅広い視点で検討・研究を進めます。 また、既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進めるため、すべての子ども、若者、子育て世帯が、自身の変化に応じた居場所を切れ目なく見つけることができるよう、環境整備に努めます。
公共施設等におけるバリアフリー化の推進	住民が認定こども園や町施設を等しく使用できるように、施設のバリアフリー化を推進します。
発達支援事業	発達や情緒、社会性に課題がある児童を早期に発見し、育児の困難さや子育てのニーズをふまえながら必要な支援につなげます。
療育体制の整備	障害のある子どもに対し、障害の種類や程度に応じた適切な療育支援や居場所づくりが行えるよう、保健、福祉、医療、教育等の関係機関の連携強化に努め、療育体制を整えます。
インターネットリテラシーの向上	児童生徒に対し、コンピューターに触れる授業等の中で、情報および情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な力を育みます。 児童生徒が、その発達段階に応じた情報モラルを身に付けられるような取り組みを行い、インターネット上の誹謗中傷、いじめ、ネット犯罪などの被害者・加害者にさせないための指導の充実を図ります。

## ⑤ 若者や子育て世帯に対する相談機会の充実

若者・子育て世帯が気軽にアプローチしやすい相談機会の設置・充実を図ります。

施策	内容
地域子育て支援センター事業	子育てに関する悩みや相談に応じ、安心して子育てができる環境を整え、就学前児童の健全な育成と児童福祉の向上を図

	ります。
マイ保育園登録事業	妊娠期から子どもが認定こども園に入所するまでの不安の多い時期に、保育士が継続的に支援を行い、保護者の育児不安の解消を図ります。
こども誰でも通園制度	0歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、令和8年4月の本格実施にむけ、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みづくりを検討します。
子育てに関する保健指導の充実	子どもの発育・発達の確認、疾病や障害の早期発見・早期治療、子育て全般に関する情報提供および相談・指導を実施します。また、乳幼児健康診査にて子どもの運動・社会性・言語・精神発達等に遅れが疑われるなど、育てにくさを感じている保護者に対して支援を実施するための相談指導の充実を図ります。
妊娠期からの継続した支援体制の整備	母子手帳交付時の保健師面談から、妊婦等包括相談支援事業・産後ケア事業保健師といった支援事業に取り組み、今後よりよい伴走型相談支援を包括的に行うことができる体制整備について検討します。
ひとり親家庭に対する相談体制の充実（県事業）	ひとり親家庭の母親または父親に対し、能登中部保健福祉センターの専門員および町母子寡婦福祉協議会のメンバーが、経済的な困りごと等の様々な相談に対応し、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成します。
若者に対する相談機会の提供および各種機会の情報提供の推進	近年では、経済状況の悪化や就労環境の変化が見られることから、必要に応じた相談対応を検討します。また、県や専門機関等の相談事業がある場合には、適切な連携を行い、活用情報のわかりやすい提供に努めます。

## ⑥ 子どもの権利が損なわれた状態への対応

児童虐待やヤングケアラーと想定されることと周囲の環境に対し、地域・社会で対応できる内容の周知など、町全体で子どもを支える仕組みを整えます。

施策	内容
子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	要支援児童、要保護児童およびその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。

子育て支援連絡会	子育て支援連絡会の開催を通じて関係機関が連携・情報共有を行い、必要な支援や支援機関に適切につなげるこことにより、発育および発達、養育環境等に問題を抱える乳幼児等の健全育成を図ります。
関係機関への子どもの貧困対策についての周知啓発	まだ認知度の高くない子どもの貧困問題について、住民および子育て支援に関する団体等に周知啓発を行います。

## (2) 子どもの暮らしを守るまちへ

ここと暮らしは密接に関わっており、子どもや若者のすこやかな成長にはこの安定と暮らしの安定がともに必要です。

子ども・若者と、その家族の生活基盤安定のための仕組みづくり、情報提供、また意見聴取に努めていきます。

### ① 生活基盤や子育て環境の安定

低所得者層をはじめとして、子育て世代や若者層に対し、各種の助成を行っていきます。また、保護者の病気など、子どもの保育が困難な状況に対応し、子どもの健やかな育ちを支援します。

施策	内容
保育料の無償化	町内の保育所に入所しているすべての児童にかかる保育料を無償化することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。
保育所給食完全無償化	主食費・副食費すべてを無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
学校給食費の無償化	児童生徒にかかる学校給食費を完全無償化することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。
児童生徒就学援助制度	経済的な理由で、小中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に学用品費や給食費など就学に必要な経費の一部を援助します。
児童手当給付事業	子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、児童手当を支給します。
宝たち成長お祝い事業（出産祝金）	町の宝であるこどもたちの成長を祝うとともに、子育てを支援し、若年層の定住化を図ることを目的に、出産祝金を支給します。
宝たち成長お祝い事業（成長祝金）	町の宝であるこどもたちの成長を祝うとともに、子育てを支援し、若年層の定住化を図ることを目的に、当該年齢の子どもの保護者に成長祝金を支給します。
プレミアムパスポート事業	石川県が18歳未満の子どもが1人以上いる世帯を対象に発行している「プレミアムパスポート」（協賛店舗で割引等の特

	典を受けられる)について、本町においても運営主体である協議会に負担金を納め、協力しています。
未熟児養育医療の給付	体の発育や機能が未熟な状態で生まれた新生児は速やかな入院治療が必要な場合があるため、医師が入院養育を必要と認めた未熟児の保護者に対し医療費給付を行い、速やかな治療に結びつけます。
定期予防接種の周知および費用負担	乳幼児・児童の感染症予防、重症化予防のため、予防接種法に基づく定期予防接種が乳幼児・児童にもれなく実施されるよう、定期予防接種の周知および費用負担を行います。
任意予防接種の助成	予防接種にかかる費用の一部の助成により、感染や重症化の予防および病気の蔓延化防止を図ります。
不妊治療および不育治療の治療費助成	いしかわプレ妊活健診において、妻の年齢が40歳未満のすべての夫婦に対し、健診費用を助成することで経済的負担の軽減を行います。また、不妊治療および不育症（一般的には流産や死産を2回以上繰り返す）治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部助成を行い経済的負担の軽減を行います。
特別児童扶養手当（県事業）	障害のある子どもを養育している保護者に対し手当を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の増進を図ります。
育成医療制度（県事業）	障害のある子どもを養育している保護者に対し、手術等の障害の改善につながる治療等にかかる費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の増進を図ります。
ひとり親家庭等医療費給付	ひとり親家庭の母親・父親・児童、または父母のいない子どもの通院や入院にかかる医療費を給付することで、経済的な支援と疾病的早期発見および治療の促進を行うことにより、子どもの健康と福祉の増進を図ります。
児童扶養手当（県事業）	父母が婚姻を解消した子ども等を監護している母親または父親、および父母に代わってその子どもを養育している人に対し手当を支給することにより、経済的支援を行います。
生活困窮世帯への学習支援事業（県事業）	経済的な理由で、十分な学習を受けることができない子どもに、学習機会を設け、すべての子どもが「確かな学力」を身につけられるように支援を行います。
子育て短期支援事業	保護者が疾病、冠婚葬祭、その他の理由により、家庭における子どもの養育が困難となった場合等に、子どもを一定

	の期間預かることで、その家庭の福祉の向上を図ります。
一時預かり事業	子どもの保護者または養育者が疾病その他特別な理由のため、家庭で保育できないこどもを一時的に預かります。
ファミリーサポートセンター事業	地域住民同士の育児に関する互助援助活動を行い、子育ての負担軽減につなげる事業です。サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織により運営を行っています。
こどもの貧困対策を進めるための調査・研究	貧困がこどもの将来に悪影響を及ぼさないように、こどもの貧困対策に取り組みます。

## ② 情報提供の充実

必要な人に適切な支援が行き届くよう、きめ細やかな情報提供に努めます。

施策	内容
各種制度の普及啓発	企業・団体に対し、雇用に関する法制度の情報提供とその普及に努め、啓発を行います。また、子育て支援事業の周知、認知度拡大を図ります。
各種事業の周知	各種事業について、新規開始時などには、わかりやすい情報発信に取り組みます。また、継続している事業についても、「知られているはず」という視点を捨て、対象となる人に必要な情報が行きわたるよう、発信方法や内容について、工夫を重ねていきます。

## ③ 意見聴取機会の設置

今回のアンケートにおいて、児童生徒からは、アンケートを通じ自らの生活や考え方を見直すきっかけになったというポジティブな意見が多く寄せられました。また、若者のアンケートにおいては、町の様々な点について多くの意見が寄せられています。これらのことから、今後も、こども・若者が、意見を述べやすい仕組みを作り、まちづくりに取り入れていきます。

施策	内容
若者の意見を聞く機会の設置と環境づくり	若者世代の現況や課題を把握し、施策に還元できるよう、意見聴取の方法を検討するだけでなく、若者が意見を述べやすい環境づくりに取り組んでいきます。
子育て世帯の意見を聞く機会の設置と充実	町内でこどもを産み育てるためのよりよい環境づくりのため、子育て世帯からの意見聴取に努めます。そのための手法・体制づくりについて、先進地事例を勘案しながら、随時見直しを図っていきます。
児童生徒の意見を聞く機会の継続的な展開	本計画策定時に実施したワークショップやアンケート等の手法も取り入れながら、こどもたち自身の声に耳を傾け、必要な施策に取り組んでいきます。

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進していくためには、計画に基づく施策の進捗状況および計画全体の成果を検証することが重要です。

そのため、「宝達志水町子ども・子育て会議」や施策に関する府内各課において、その進捗状況を確認・評価しつつ、計画全体の進行や見直しにつなげていきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟かつ総合的な取り組みが必要と考えられることから、進捗確認の内容や新たに発生する課題などをふまえて、隨時施策の見直しを行い、適切に反映・修正を行っていきます。

### 2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子育て中の世帯のみならず、児童生徒本人、また若者世代からの意見を取り入れながら、実情に即して実施していくこととします。

特に、子どもの権利の保護、貧困対策については、これまで行政の施策では十分に触れられてこなかった分野であることをふまえ、先進事例などの情報収集を適切に行い、民間団体などとも柔軟な協力体制を構築しながら、取り組みの充実を図っていきます。

子ども・若者が暮らしやすいまちづくりは、大人にとっても同様の、安心・安全なまちであることでもあることから、家庭・地域・企業を含めた町全体へ向けた、情報発信と情報収集に努め、まちぐるみでの推進に努めます。

## 資料編

### 1 宝達志水町子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日

条例第1号

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、宝達志水町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

#### (委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長および副会長)

第4条 会議に、会長および副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (議事)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

#### (会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

**附則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(委員の任期に関する特例)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 3 施行日以後に最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附則(令和5年9月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 宝達志水町子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属および役職等
子どもの 保護者	辻口 真季	宝達志水町立保育所保護者代表 (中央保育所)
	川畠明日香	宝達志水町立保育所保護者代表 (相見保育所)
	中村 清経	宝達志水町PTA連合会副会長 (志桜小学校PTA会長)
子ども・子育て 支援に関する事業に 従事する者	飯貝 孝介	幼稚園施設代表 (学校法人はくい幼稚園 園長)
	吉井 一貴	宝達志水町社会福祉協議会事務局長 (町立保育所指定管理者)
	福田 恵子	宝達志水町保育士会会长 (北大海第一保育所長)
	宮下 慶子	宝達志水町校長会代表 (志桜小学校長)
	上本 千里	宝達志水町放課後児童クラブ 主任
	中町 秀美	事業主代表 (一般社団法人応援サポートハウスおばちゃんち 代表理事)
	坂室 恵美	助産師(助産院muro)
子ども・子育て 支援に関し 学識経験のある者	越田 涼水	石川県七尾児童相談所児童福祉司

## 第1期宝達志水町こども計画

令和8年3月

宝達志水町 健康福祉課子育て応援室

〒929-1311 石川県羽咋郡宝達志水町門前サ11番地

TEL：0767-28-5526／FAX：0767-28-5569

E-mail [kodomo@town.hodatsu.lg.jp](mailto:kodomo@town.hodatsu.lg.jp)